

平成27年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成27年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴 木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 小 高 良 則
11番 川 上 雄 次
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 山 口 孝 弘
22番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	榎 本 隆 二
教 育	長	加曽利 佳 信
総 務 部	長	石 毛 勝
市 民 部	長	加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事（事）総務課長	石 川 良 道
市民部参事（事）社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事（事）道路河川課長	藏 村 隆 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須賀澤 勲
主 査 補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成27年2月26日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合もありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、右山正美議員の代表質問を許します。

○右山正美君

おはようございます。私は、市長の政治姿勢について、新年度予算について主ですが、また財源確保についての提案もさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく答弁の方をお願いをいたします。

さて、新年度予算についてであります。まず最初に、市民生活に寄り添った予算であるのかどうか、この辺についてまず伺いたいと思いますが、安倍首相は、アベノミクスの成功を強調して、経済の好循環が生まれていると、得意気に言っているわけであります。しかし、実際の日本経済は、昨年4月の消費税増税を機に、急速に悪化しているのは明白であります。GDP（国内総生産）は、4月から6月期、7月から9月期と、連続的にマイナス。10月、12月は年率換算で2.2パーセント増でしたが、低い伸び率に終わったわけであります。

一番の要因は、連続18カ月も実質賃金が下がり続け、労働者、国民の消費が冷え込んでいることにあるわけであります。こういう実態から、地方自治体は住民の安全、健康、福祉を守るという立場に立った市政運営が強く求められるわけであります。

新年度予算は、厳しい財政状況のもと、職員の削減、給与カットなど3億1千500万円、市民サービスカットは高齢者を大切にするといいながら、長寿祝金削減や子ども医療費の負担増など、あわせて2千120万円にもなり、こういう予算では、市民生活は守れないのではないかと思います。まず最初にお伺いするものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度当初予算編成につきましては、財政調整基金が枯渇しそうな状況の中、厳しい財政状況であることを認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、優先化を図った上で、歳入に見合った規模の通年型予算の編成を方針として掲げ、予算編成にあたりました。

しかしながら、予算編成の段階におきまして、収支の乖離が大きいため、平成28年度以降の予算編成を視野に入れた中で、やむを得ず、市議会議員の皆様に政務活動費等の削減に

ご理解をいただいたり、職員人件費を削減することにより、健全財政を目指すための予算編成を進めたところでございます。

このような、厳しい予算編成ではございましたが、市民要望の多い道路整備事業や市街地における雨水排水整備事業、災害等から市民を守るための小学校屋内運動場の耐震補強事業、避難場所整備事業、自主防災組織への運営支援、子育てを支援するためのファミリーサポートセンター事業の創設、私立保育園定員増に向けた支援、こども園新設への運営支援、第二川上児童クラブの新設、児童クラブ利用年齢の引き上げに伴う経費、生活保護費や障害福祉費などの民生費関連、子ども医療費助成や各種予防接種費などの健康管理関連などの予算を確保する一方で、長寿祝金の支給対象を100歳の方のみとしたり、子ども医療費助成対象者のうち、市県民税所得割課税世帯の自己負担額を300円に引き上げた事業もございますが、非常に厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取り組みをした上で、市民生活に必要なサービスを最大限に取り入れた予算編成となっているものと考えております。

○右山正美君

この地方自治体の財政が厳しいということは、やっぱり今の安倍政権、この政治のもとで社会保障の削減とか、介護報酬の削減、生活保護費の削減とか、あるいは病院の病床削減、こういったものが、ストレートに自治体の福祉施設に大きく影響してきている、こう言わざるを得ないわけであります。そういったところから、どうやって市民の生活、立場を守るかというのは、自治体の役割であると言わざるを得ないわけであります。そういった意味からすれば、市民に視線を向けた市政を進めていくのが、やはり自治体の役割であって、そういったことを進めて行かざるを得ないということであるわけですけど、この平成27年度の予算編成は、市民サービスカット、高齢者に対するいろいろなカット、そういったものが盛り込まれているわけであります。

そういった中で、予算編成方針でも、行政改革では費用対効果の分析や執行についても見直しをされているわけですが、今進められている榎戸駅整備事業、これは必要な事業であると認めますが、財政難という点からすれば、規模の縮小など事業の見直しも考えるべきではないかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

榎戸駅整備事業、これにつきましては、現在、JR東日本千葉支社におきまして詳細設計を行っているところでございます。今の時点ではまだ八街の負担分について提示がないわけですけども、社会情勢から人件費の高騰、それから資材の高騰ということで、事業費に影響してくるのではないかなというように話を伺っております。そのような中で、市といたしましては、市の財政状況を鑑みまして、少しでも事業費が安くなるように、最低限の機能を持った施設になるようにということで、JRにはお願いをしているところでございます。

また、執行にあたりましては、国庫補助金の活用、それから交付税措置のある起債の活用、それから県の振興資金の活用など、そういったものを財源に充てまして、極力一般財源は出ることがないようにという形で進めておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

○右山正美君

平成27年度はこうした犠牲の上で予算編成ができました。これを、また来年度、平成28年度もこれからの厳しい状況のもとで予算編成が行われると思いますが、こういった事業についても、執行についても見直しをしていくことこそが大変重要だと考えておりますが、市長の立場からして、今進めている事業の中で今後考えていかなければならないということも含めて、考えておられることがあれば、一言述べていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

榎戸駅のことについてだろうかというふうに理解しているところでございます。今、担当部長の方からのお話がございましたとおり、先般、私も直接JR東日本千葉支社の石川所長さんと直接お会いしまして、八街市の今の財政状況をしっかり説明した上で、できるだけその辺のご理解を賜るように、お話もさせていただきました。

それとともに、国の国土交通省の方に行きましても、そして県の方にも行きまして、できるだけ八街市の持ち出しが少なくなるよう、社会資本整備交付金等々をしっかりと活用できる榎戸駅にするよう今考えておりまして、今後とも、いろんな意味で八街市民がこれから、その榎戸以外のことに付きましても予算編成の中で、先ほども申し上げましたとおり、いろんな中で職員の人件費カット等、職員の生活面を考えた中で、大変私といたしましても苦渋の判断の中で決断をしたところでございますけれども、そうした職員の気持ちも十分理解しながら、市民サービスも低下しない、そうした街づくりをしたいということでの今般の予算編成でございましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○右山正美君

予算編成の中でも、これまでも費用対効果の問題あるいはその分析・執行についても見直しをするというこれが大前提であって、これを進めていかなかった結果、こういった財政難、財政を、予算編成がなかなか厳しくなってくるということになってきているわけであります。ですから、そういった問題では、さらに厳しくなろう予算編成を、費用対効果、今進めている事業も、コンパクトに問題を進めていく、事業を進めていく。このことをやっていかない限りは、なかなか予算も本当にできなくなってしまうと。もっとさらに厳しくなってくると言わざるを得ないと思いますので、ぜひその辺についてもしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、地方創生について伺います。

地方創生については、昨日も代表質問でかなり出ました。それで、今回の地方創生の財源は、時間の限定とかあるいは財源の使い道まで限定された中で、果たして地方の活性化につながるのかどうか、甚だ疑問に思うところがあるわけであります。市として、今回の地方創生による波及効果、これはどのように考えて、また今後市の活性化にどのようにつなげようとしているのか、まず、その辺から伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府が平成26年12月27日に閣議決定し、平成27年2月3日に補正予算として可決されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、消費喚起・生活支援型と地方創生先行型に区分されて地方に交付されます。

消費喚起・生活支援型につきましては、1億1千89万8千円の交付が予定されており、プレミアム付き商品券発行事業を予定しております。

また、地方創生先行型につきましては、6千624万1千円の交付が予定されており、移住・定住促進策、観光農業等振興策、子育て支援策などの事業に活用してまいりたいと考えております。

本交付金の目的でございますけれども、人口減少対策、雇用促進、少子化対策などであり、本市におきましても、地域の活性化につながっていくことを期待しているところでございます。

○右山正美君

そこで1つ伺いますが、この地方創生の財源、これは毎年毎年交付されるものでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

現段階におきましては、今、市長からの答弁がありました地方創生に関します費用といたしますか、これにつきましては、平成27年度の事業としてこちらの方に通知がきているという状況でございます。

○右山正美君

今回の地方創生資金は、全国で4千200億円のメニューになっているわけで、使い方はソフト的な問題で使用するという使い道も限定されているわけであります。やはり、期間も2月いっぱいでのメニューを提出して、それで国の許可をもらってやるということで、職員の方々は本当に大変で、ただただ右往左往で近隣市町村まで目を向けながらどういうのがあるだろうかと。新しいメニューもそれはソフト的なものであればオーケーですのでね。だから、そういった面で、職員は大変苦勞されたと思います。ただ、これが連続的に毎年毎年財源が確保されれば、これで自治体としても、それは余裕があつていろんなものにメニューを作成することができるから、私は活性化していくと思うんですよね。だけど、まだそういった問題はクリアされていないと。

八街市でも、プレミアム商品券、1万円のところを1万2千円とか3千円とか、大体内定はしていらっしゃると思いますけれど。だけど、その商品券も果たして地元の商店街だけで使えるのか、それとも大手のスーパーとかそういったところでも使えるのか、そういった問題が数あるんですよね。全くの地元で使えるのだったら、それもそれなりに活性化もしていくでしょう。しかし、大手スーパーとか大手のところに入ったら、これは大手の本社というのは東京ですから、それが活性化に果たしてつながるかどうかな。これもまた未開地だと思うんですけど、担当課としては、その辺のところについてはどのように考えていらっしゃるのか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

このプレミアム商品券の取り扱いにつきましては、事業主体が八街の商工会議所となりますので、商工会議所の会員、取り扱いの関係では会員さんのというふうな形になろうかと思っておりますので、地元業者育成にはつながっていくというふうには考えています。

○右山正美君

そうすると、スーパーとか大手スーパーとか、そういったところも入ってくるわけですね。商工会議所に入っているわけですから。

あと、そのプレミアム商品券の発売は商工会議所と、あと郵便局なども考えているのかどうか、その辺についてはどうですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この商品券の扱いにつきましては、昨日もお話をしましたけれども、切手などの紙幣の券には該当しませんので、今のところ商工会議所というふうに考えております。

○右山正美君

そうしますと、随分幅が狭くなって、これが将来的に本当に市の活性化につながるのかどうかというのは、これは全くわからないという状況ですね。だから、例えば私どもの方の南の地域といいますか、川上の方ですけど、あそこで例えば商品券を買ったとします。そうすると、使うとしたらやっぱり真ん中ですよ。中に入ってきて大手スーパーとか。個人への商店というのは、全く、これは地域を支えてきた人たちの、果たして活性化、商店街が活性化するかというと、私はそうでもないのではないかというふうに思うんですよ。せっかく出された政府の地方創生の資金ですので、大いに活用する必要があると思うんですけど、やはり目玉にはならないということであります。

また同時に、自治体としても、これは安定的な財源、こういったものが必要になってくるわけでありまして、市長にお伺いしたいと思いますが、市長、聞いていますか。市長に伺いたいと思いますが、やはり地方創生の財源については、本当に活性化につながるかどうか。活性化につなげたいというふうにも思うんでしょうけど、安定的な財源確保というところからでは、地方交付税をしっかりと増やした方が、自治体としては安心した施策ができると思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方交付税の算定につきましては、総務省から通知される地方財政対策の概要におきまして、地方交付税の総額が前年度と比較して0.8パーセント減とされたことや、個別算定項目ごとに費用を検証しました結果、普通交付税につきましては、平成26年度当初予算額と比較いたしましても8.9パーセントの減、また、交付決定額と比較いたしましても2.8パーセントの減となる34億6千万円を見込み、予算計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の財政事情により、これまで一方的な削減が行われてきている感も拭えないことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実

現するため、市長会を通じ、国や県に対し、安定的に確保されるよう要望してまいりたいと考えております。

○右山正美君

やはり、自治体運営としては、財源的な問題で、安定した充実した財政、また施策ができるわけでありまして、しっかりと地方交付税を要求して欲しいというふうに思います。

この地方創生の中にはもっといろんな問題がありまして、地方版総合戦略というものも策定を、努力義務として施策を義務付けているわけでありまして。新交付金で人口ビジョン5年を対象にした総合戦略を15年度中、今年度中に早期の策定をすること、これは国がもう認めているわけです。その中身というのが、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れづくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、また時代にあった地域づくり及び地域の連携と、こういった問題を中心に地方版総合戦略として作成していかなければいけないというふうに言われているわけでありまして。

これもまた1年間でこういった問題を、本当にどうしたらいいのかという執行側の頭も、私は本当に大変なことで、特に若い世代の新しい人を八街に入れていく。人口問題では、議案審議の中でも35年、6万8千人ということで策定をしていますけど、それにだって相当な力と努力が必要だと思うんですね。だから、地方版総合戦略、こういった問題も含めて、本当に八街市が輝く、そういったものにしていかなきゃならない。それにはやっぱり財源が必要になってくるんですよね。だからしっかりと策定も必要になると思いますが、ただ、注意をしなきゃいけないのは、集約的自治体間連携の計画という問題が含まれているわけで、これはなぜかといいますと、平成の大合併のときに、少なくとも県が合併促進を誘導する役割を果たしたということでもあります。そういったために、周辺部へのサービス低下や切り捨てとなる再編への都道府県からの誘導を許さないといった問題も大事ではないかと思うので、その辺についても留意をしていていただきたいというふうに思います。

次に、地方交付税についてであります。

地方交付税の第二措置である臨時財政対策債も減、交付税も減、交付税算定の見直し、標準段階基準の見直しなどが進められました。政府は、地方消費税をはじめとした地方税収が増加するので、一般財源総額では増税になると説明していました。しかし、消費税増税に伴って、地方自治体が行う公共事業費、物品購入のコストも増大、社会保障経費の自然増などを考慮すると、地方財政が楽になるわけではありませんでした。

市の平成27年度予算でも、地方消費税・交付税が3億1千700万円増額されている反面、地方交付税は3億3千300万円減額されました。こういう措置を、どのように市長は受け止めているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

この件につきましては、市長会でも、先般、決議事項として決めております。地方交付税総額の確保と法定率の引き上げということでありまして、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額

を確保し、地方交付税の持つ財源調整、財源保障の両機能を強化すること。そしてもう1点、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げ等により対応するとともに、地方固有財源である地方交付税の特会直入とする地方共有税に先行すること等々を、平成26年度の全国市長会で決議したところでございます。

○右山正美君

安定的な交付税が、地方税が確保されない限り、自治体運営というのは本当に大変な状況になるわけで、しっかりとこういった市長会でも何でも取り上げていていただきたいと。

同時に、この消費税8パーセントになった状況のもとで、自治体も増税になってきているわけであります。そういった消費税増税にしないよう国に求めるべきであるというふうに考えますが、市長はその辺はどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

ただいまの右山議員のご指摘でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、全国市長会でその決議がございました。千葉県市長会においても同じような決議をしております。そのような、私も市長会におきましても、同じような中で発言したり、その決議に沿った行動をしてまいりたいというふうに思っております。

○右山正美君

次に、財源確保について伺いたいと思います。

市の財源の確保では、収納率の向上から徴収強化を進める、使用料・手数料の見直しをし、受益者負担の適正化、新たな財源の創出確保、市有財産の有効活用、国及び県補助金等の活用、こうした財源確保をしていくとしています。

こうした中で、新たな財源の創出として、どのようなことが検討されたのか。と同時に、太陽光について、こういった公共施設に太陽光の設置をすべきと思いますが、まず、その辺について最初に伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、歳入を増加させるための新たな手法も見出せないことから、今後も非常に厳しい財政状況が続くものと認識しております。このため、市税等の確保をはじめ受益者負担の適正化、財産の有効活用などに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

特に、受益者負担の適正化につきましては、本年1月に、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化基本方針」をまとめ、これに基づく使用料等の見直しを全庁的に行うことといたしました。

また、本市は、このたび災害時に避難所となる朝陽小学校に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入し、災害発生等に伴う停電時の非常用電源を確保いたしました。災害時の非常用電源の確保に関しましては、さまざまな手法があることから、経済性を考慮し検討してまいります。

なお、既存の公共施設の屋根に、太陽光発電システムを市で設置することは、屋根の改修費用や設計費及び工事費など多額の費用を必要としますので、現時点におきましては考えておりません。

また、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市有財産の有効活用と、新たな財源確保を図るために、公共施設の屋上を太陽光発電事業者に貸し出す「屋根貸し」事業に関しましては、屋根の積載荷重等の構造計算の委託料などの調査費を、屋根貸しの使用料で賄えるか疑問でもあり、屋根の状態等を考慮し、既存の公共施設の屋根貸し事業は実施いたしません。

なお、今後新たに公共施設を建築する場合は、屋根貸し事業も視野に入れて、設計時から検討してまいります。

○右山正美君

財源の確保という点からいえば、これはまさしく太陽光発電装置は大変有効であると。それは初期費用がかかっても、八街市全体で光熱水費 3 億 1 千 2 2 2 万 2 千 9 7 1 円、総額 3 億円、こういった電気代がかかってきている。それを太陽光発電で初期投資がかかっても、将来的には、学校施設に装置すれば教育と含めて、私は大変な節約、節減になると思うわけであります。また、それと同時に、朝陽小学校もそうですけど、蓄電 3 日間、公共施設は避難場所として緊急性が高いわけでありますので、早急な対策が問われる問題、こういった問題もあるわけですから、早急な対策を考える必要があると思います。

担当課に伺いますが、担当課がかわいそうかな。市長ね、平成 25 年度決算で、私が言った光熱水費というのは 3 億 1 千 2 2 2 万円なんです。3 億円、莫大な金額でしょう。財源の確保という点からすれば、そういった太陽光を付けて初期投資はかかっても、将来的にこれは電気代もだんだん安くなってくると。朝陽小学校でも 2 割ぐらいの削減は今回考えているみたいですが、そういった問題かだんだん安くなってくるわけですよ。これは検討していく必要があると。新たな財源の確保ですよ、これは 1 つの。ですから、真剣にそのことも考えていかなければならない。2 千 3 6 7 万 4 千 8 5 8 円、これが光熱水費で庁舎と保健センターであります。細かく全部調べてありますけれども言いません。

やはり電気代が 3 億円というのは莫大なものです。これを回収していく。それが財源不足の解消にもなっていくと。まさしく有効活用ですよ。これをやっていかなきゃどうしようもないということでもありますので、積極的な対応を求めるものであります。

それから、市有地の有効活用であります。

これは、毎回毎回市有地の確保、確保ということで、有効活用としているのですが、これも全く遅々として進んでいない。駐車場とか農産物の販売とか、そういった問題は、有効に活用すべきではないかというふうに思うんですよ。昨日、駐輪場の問題もありました。3 割、4 割、統合整備して、工事して駐車場にしたらどうですか。まさしく市有財産の有効活用ですよ。そういった問題を全く抜きにして、税の徴収しか血道を上げていないというのはおかしいですよ。これははっきり言って。自分たちのそういった問題は棚に上げておいて、

その市有地の問題についてはどのように考えているのか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

事業用途の廃止により十分利活用されていない土地につきまして、有償貸付などにより積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、本市の厳しい財政状況を考慮した場合、財源確保策としては有効な手段と認識しておりますので、今後、土地の売却も含め、公有財産をより効率的に活用するため、早急に八街市行財政改革推進本部におきまして検討してまいりたいというふうに考えています。

○右山正美君

ぜひ、この市有地の有効活用、こういったものも積極的に進めていってもらいたいと。

次に、ボランティア等の連携、協働の問題であります。これは市当局も挙げている問題でありまして、市内にはさまざまな能力を持った方々がいらっしゃるわけで、こういった方々に広く訴えて、活動していただいて、市はお金がないからボランティアの活用ということではなくて、本質的には郷土愛を持った地域地域でのボランティアを進めることが求められているわけですが、こういったボランティアの活動、こういった問題について、どのようにお考えなのか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、本市では協働の街づくりを推進するため、市民や市職員で構成いたします「八街市協働の街づくり検討会」を設置いたしまして、本市に見合った「協働の街づくり指針（案）」の作成を進めているところでございます。地域課題を市民自ら考え解決していくことは、協働の手法の1つと捉えておりますが、ボランティアの皆様方が主体的に地域活動を進めていくことは、非常に重要であると認識しております。また、会社をリタイアされた方の中には、さまざまな技能を有している方もいると思われまいますので、積極的に地域デビューをしていただき、地域のボランティア活動や自治会活動などが、さらに活性化していくことを期待しております。

これからの街づくりにつきましては、行政だけではなく、市民やNPO法人、ボランティア団体などが、対等の立場で連携の上、協力しあって進めていくことが必要であると考えております

○右山正美君

確かに本質的な問題はそうなんですけど、市としてこの呼びかけというか、心が通じあっていないといいますか、ちょっとその辺のところですね。私どもも、川上児童公園というのはボランティア4、5名で年間を通して草刈りとか樹木の伐採、こういったものも含めてやって、幼稚園がありますから、児童・幼稚園の子どもたちに快適な環境を提供するということと頑張っているのですけれど。木が1本、途中から幹が折れたということでも、これは3～4万円業者を頼むとかかると。しかし、ボランティアがやればこれはただでやれると。以

前は、シルバー人材センターが3回か4回ぐらい刈っていた雑草を、ボランティアが3回ぐらい刈って、シルバー人材センターがそれを1回で済ましている。財源的にどれだけ助かっているか。周りの柵から全部ボランティアがやったわけであります。

そういった面も含めて、ボランティアを集めようとする、市の姿勢が大切なんですね。だから、その辺のところをボランティアの方にもはっきり言って、ただお金がないということだけではなくて、八街市郷土愛を持ったボランティアの取り組み、こういったものが大変重要ではないかというふうに思いますので、その辺のところもよろしくお願いをいたします。

それから、次に電柱の占用料の引き上げの問題でございますが、25年度決算で1千514万4千650円、防災使用料電柱で6千600円。この市有財産の活用として道路占用料の引き上げで財源確保をすべきではないかというふうに思います、どのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

電柱などの道路占用料につきましては、道路法第39条におきまして、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は民間における地価の水準等を勘案して算定されております。

また、占用料の額につきましては、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされており、平成26年4月に改定された道路法施行令に基づく国・県の占用料を参考に算定した場合、本市の占用料が引き下げとなることから、現時点におきましては、占用料の引き上げは難しいものと考えております。

○右山正美君

国の基準に照らしてやれば、さらに、電柱1本の金額が今は1本630円ですから、これが下がってしまうということでもあります。

担当課にちょっとお伺いしますけど、電気料金は佐倉市とか酒々井町とか富里市とかより八街市は高いですか。その辺はどうでしょうか。電気料金は。まあ、いいです。

私が言いたいのは、電柱1本630円ですよ、八街市は。これで、国の基準によって見直しをかけると、630円がもっと低くなるというのでしょうか。そうした基準はどこで決めるのかといたら、路線価格で決めるらしいのです。しかし、路線価格で決めるというのだったら、じゃあ、電気代は安いのかということを知りたいの、私は。そうでしょうか。おかしいじゃないですか、これは。

市長、電気代が、路線価格で電柱1本が530円って決められて、じゃあ、電気代が安ければいいですよ、八街も。しかし、富里市では1本1千円ですよ、1千円。酒々井町が770円、佐倉市では1千200円ですよ、1本。八街だけ何で630円ですか。ばかみたいな話ではないですか、これは。何でこんなに低いのですか。もう一度改定しませんか、担当課。

○建設部長（武井義行君）

この電柱等の占用料、これにつきましては、道路法にのっとって使用料を定めているとこ

ろでございます。前回、平成２２年に八街市では改正を行っているのですが、そのときは、改正があったことと国の方の指導があったことで、八街市は行ったところでございます。

近隣自治体についてちょっと確認しましたところ、そういった改正の検討をしたところなんですけど、財政当局等の反対等もあったことから、できなかったという自治体が多くあったというふうに聞いております。

○右山正美君

これ、富里市とか佐倉市みたいに１本１千円とか値段が上がれば、何も子どもの医療費３００円を有料化することはないですし、７～８００万円が浮くわけですから、高齢者の長寿祝金だって削ることはないのです。だから、二重に考えることもやってほしいんだよね。電気代でも安ければいいですよ。それで、ああそうだと納得もいく。路線価格が安いから電柱１本６３０円と。こんな、電気料金は、でも同じだという。こんな理屈はないでしょう。おかしいと思いませんか。おかしいでしょう。佐倉市と富里市と酒々井町はみんな同じなんですよ、電気料金は。だから矛盾をそこに感じるのではないかというふうに思います。

市長、時間ありませんけど、ちょっと一言、その辺について、検討されるのかどう。

○市長（北村新司君）

今、近隣市町村の状況を右山議員さんよりご提示がございました。そのことを含めまして、研究をしなきゃいけないと、今、改めて思ったところでございます。

○右山正美君

やっぱりいろんな角度から、財源確保という点からすれば、検討をしていく、研究していく、このことが大事ではないかというふうに思います。

水道なんかでも、いきなり飛びますけど、水道の有収率、これを８０パーセントに改善した場合、水道課の調査で３千万円程度これは節減すると、これは私の質問で昨年９月の議会で答弁されております。これも初期投資はかかると思います。しかし、漏水管はお金を捨てることになるわけですから、これが改善されれば、３千万円もの金額が節減されるということでもありますので、その辺のところもしっかりと改善をしていただく、そのように申し上げておきますし、駐輪場の問題も重ねて申しますけど、やっぱりこれは財源確保という点からは積極的に取り組んでいってもらいたいと思います。

元気な街づくりは、残念ながら持ち時間がなくなりましたので、担当課とじっくりと話をしながら、特に住宅利用の助成制度については、平成２５年度より平成２６年度はもっと上がって、６千６００万円ぐらいになっております。これは有効な地域の活性化につながる問題ですので、これは充実をさせていく必要があるかなというふうに思いますので、その辺のことを申し上げて、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で日本共産党、右山正美議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午前１０時５３分）

(再開 午前 11 時 05 分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉野経済環境部長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○経済環境部長（吉野輝美君）

先ほど右山議員の質問の中で、プレミアム商品券の扱いの中で、郵便局は加盟しているのかというようなご質問がありましたが、切手の扱いで商品券が利用できるのと私勘違いしまして、プレミアム商品券の取り扱い加盟店としては、郵便局さんが入られていますので、その点訂正の方をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は大きく3点にわたって質問させていただきます。一問一答でよろしく願いいたします。

まず、子ども・子育て支援新制度についてですけど、支給認定についてでございます。

新制度では、保育必要量について、短時間保育と標準時間を設けています。今までどおり必要な保育を受けられるかということで、保護者の方々は不安を持っていらっしゃると思います。それぞれの勤務実態、通勤時間に見合った支給認定がされるのか、まず伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することや子どもの区分を認定し、給付を支給することになります。

保育の必要性の認定にあたりましては、国が示した認定基準に基づき、八街市子ども・子育て支援法施行細則を昨年11月に制定しており、保護者の就労、疾病その他の内閣府令で定める「事由」、保育必要量として「保育標準時間認定」、または「保育短時間認定」の「区分」、ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等の「優先利用」を考慮し、認定を行うとなります。

保育必要量につきましては、最大11時間利用できる標準保育時間と8時間までの短時間保育があり、短時間保育は、現行制度の保育時間と同じであることから、利用児童が全員そろって保育を受ける時間であり、この時間内は原則全ての子どもが利用できるものとして考えております。

○京増藤江君

原則的には、必要な保育は受けられるということで、大変安心いたしました。今まで、お母さん方から、保護者の方々から出されていたのは、時間区分によって朝から預けることが

できないのではないかと、また、遠足や運動会はどうなるのだろうか、こういうことを心配されておりましたが、基本的に今までと同じように保育を、教育を受けられるということで安心しました。

この支給認定については、認定区分とか保育時間の認定とか、まるで介護保険と同じようなやり方だと思ひまして、これが介護保険と同じように、年を追って改悪されないようにということで、しっかりと見ていかなければならない制度ではないかと、私は感じております。

次に、保育士について伺います。

市立保育園において、正規の保育士は3月現在63人、臨時保育士31人と、全体の約3分の1が臨時雇用になっています。命を預かる仕事の内容は同じであり、保育に正規と臨時の区別はありません。正規雇用拡大を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年2月1日現在の公立保育園に勤務する保育士数は、園長、副園長を除いて正規職員63名、臨時保育士31名、短時間保育士8名の合計102名となっております。

4月からは子ども・子育て支援新制度が始まり、保育時間も現在より長くなることから、保育士の負担を軽減するとともに、余裕のある保育を実施するため、来年度の臨時保育士の雇用につきましても増員を行う方向で当初予算に盛り込んでおり、新制度に円滑に移行できるよう保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、正規職員の採用については、本市全体の職員の定員適正化を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

正規雇用の拡大を求めていきたいと思ひます。そして、子どもたちの充実した保育が受けられるようにということを、市長もぜひ力を尽くしていただきたいと思ひます。

次に、この新制度は、先ほども申し上げましたが、決して子どものためではない。株式会社なども参入できるようにするものであり、子どものためにならないのではないかと、こういうことを懸念しております。だからこそ、家庭的保育では保育士資格がなくても、講習を受ければよいとしているのではないかと。小さい子どもを預かっているところで事故が多発しています。なぜ、小さな子を預かるところで資格は要らないのか。資格がある職員の配置、また条例の見直しが必要と思ひますが、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

保育士の関係でございますが、今のご質問の家庭的保育につきましては、平成26年9月議会におきまして、八街市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、私ども執行部側が提出しまして、慎重なご審査を経て、条例が可決したところでございます。それによって、平成27年4月から施行、実施するということになっておりますので、まずこの基準条例によりまして、私ども実際の方の運営は行っていくというのが、基本的な考え

方でございます。

その9月議会のときに、私もいろいろな議員からご質問がありまして、るるお答えしたところございまして、そのときから状況は変わっておりませんので、また改めて私の考え方についてこれを述べることはありませんけれども、基本的には基準条例を決めていただきましたので、その基準条例にのっとりまして、私どもとしては新制度に向かって進んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

○京増藤江君

この新制度は国が進めていると、決して子どものためを思ってではないというところで、確かに八街市では条例がてきたばかりです。だけど、決してこの条例がいいものではない、また国の指針に沿ってやっていくことが、八街市の子どものためになるものでないということでは、どういうことが子どものためになるのか、そういうところで今後また見直しなども必要かと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、待機児童解消についてなんですけど、保育所の待機児童、また今度は6年生までが対象になってきます児童クラブの待機児童解消について、どうしていくのか、伺いたいと思います。また、当面定員を、例えば交進児童クラブでは40人から45人へと、八街東児童クラブは50人になっておりますが、40人をめどにしていく必要があるのではないかと思います、この点について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年2月1日現在の保育園の待機児童数につきましては、70人となっており、昨年の同時期と比較しますと25人の増となっております。保育を必要とする待機児童の解消につきましては、本市も重要な課題であるというふうに認識しておりまして、園児の待機児童解消を早急に図るため、新制度施行を前に千葉県安心こども基金を活用した「私立八街かいたく保育園」の施設整備事業により、八街かいたく保育園の定員は、現在の66名から111名になることから、45名の新たな受け入れが可能となります。また、私立八街幼稚園が幼保連携型認定こども園「明德やちまたこども園」へ移行することに伴い、定員75名のうち、新たに40名の児童が保育を受けることが可能になることや、加えて、市立八街保育園の改修工事により9名、合計94名の児童の新たに受け入れが可能となることから、新制度移行時には待機児童の減少が見込まれるものと考えております。

また、児童クラブにつきましては、平成27年4月から、対象児童の範囲が、現在の概ね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童に改正され、入所希望児童が増加すると考えられることから、八街児童クラブの定員を10名、八街北児童クラブの定員を5名、交進児童クラブの定員を5名増やし、さらに平成27年7月から、川上小学校の余裕教室を利用して、新たに定員40名の児童クラブを開設するための準備を進めているところでございます。

今後も引き続き余裕教室の活用を図ることにより、待機児童の解消に努めてまいりたいと

考えております。

○京増藤江君

保育所の待機児童解消、そして児童クラブの待機児童解消、これらは今の生活が大変厳しくなっている中で、どうしても解決しなければならない問題だと思います。市の方も毎年頑張って待機児童を解消しようとしているわけですが、なかなか追いつかない部分があります。本当に定員を増やしてきているというところでは、評価できると思うんですけど、それ以上に働きたいという方々が増えているという点では、子育て応援の街づくりをする市長の公約も、ぜひ今後さらに力を入れていただきたなと、要望しておきたいと思います。

次に、保育料についてですが、保育所また児童クラブ及び時間外保育料の引き下げを求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

来年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育園の保育料算定方法が、これまで所得税をもとに算定しておりましたが、新制度では、市町村民税額の所得割額をもとに保育料を算定することから、保育料の改定を検討してきたところでございます。

本市といたしましても、新制度の移行にあわせて、国の定める水準を限度として、保育料及び階層について検討を行った中で、新しい保育料につきましては、現行保育料の階層及び保育料額をそのまま維持し、保護者に新たな負担増を求めることなく、現行のとおりとしたいと考えております。また、児童クラブの保育料につきましても現行のとおりと考えております。

○京増藤江君

現行のままの保育料ということで、引き下げはないという今のご答弁ですけど、昨年9月議会において、市長は近隣市町村の保育料及び階層の細分化も含めて検討し、新しい保育料を定めたいと、このように答弁をされております。

保育料の引き下げが必要だったという判断だと私は思うんですけど、なぜ保育料の引き下げをしないのか。また、細分化についてはどうなのか。必要なのではないかと私は思いますが、市長の答弁をもう一回求めたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

保育料関係の引き下げについては、やはり9月議会でする答弁したところでございまして、そのとき市長は、やはり階層区分等の話もしております。先ほど市長が答弁したとおり、そういうものを含めて検討したということで、今回予算編成過程において、値上げはしない、現状維持ということで最終決定がなされたものでございます。

細分化につきましては、やはりこの所得の階層が多いので、なかなか格差が広がっていることによって不公平感があるという判断のもとで、各市町村独自に細分化しているというのが、現状だと考えております。やはり細分化するというのは、その前にその保育料については、現実の保育園の運営費に係る保護者の負担がどのくらい、受益者負担がどのくらい適正

であるかというのを基本に考えなければいけないと、担当としては思っていてまして、現実的に、私ども八街市の市立保育園の運営費に占める保護者の負担割合は、平成23年度決算ベースで20.55パーセントになっております。この2割の保護者の負担が適正かどうかというのは、今後また行財政推進室を含めて検討することとなると思いますが、現実的に保育料を、国の基準より、平成23年度ベースで19.9パーセント負担を軽減して、安くしております。

各市町村財政の状況がございますので、2割軽減しているのか、2割5分軽減している等はあるのですが、私ども担当としては、今の負担軽減、2割軽減、19.9パーセントの軽減になっているわけがございますので、それについては、今現在では適正なものと考えておりまして、値上げはしなくて現状維持ということで、平成27年度はそういう感じで保育料を決定させていただいたというところでございます。

○京増藤江君

保育料は下げない、細分化もしないということなんですけど、今八街市で保育所も増やしたり、定員を増やしたりとか、すごく頑張っている点もあります。それはなぜかという、やはり働いている方々が aumentando いるからだ、という結果だと思うんですよ。

それで、なぜ働かなければならないか。私も子どもが小さいうちから働いてまいりましたが、なぜ働かなければならないか。本当に生活がかかっているわけですよ。まして八街市では所得が低い方々が大変多いと、母子家庭も多いし、母子家庭は保育料も減免ということはあるんですけど、本当に所得の低い世帯が多いということを考えましても、せめて、私はこの細分化は必要ではないかと思うんですよ。例えば白井市は19階層、佐倉市は14階層、富里市は11、そして八街市は7階層。なぜこんなに少ないのですか。やはり、細分化かをして払いやすい保育料にしていくということが必要だと思いますよ。

それで、昨日からの質問の中でも、市長は徴収率を強化すると、本当に強化の話。いかに市民サービスを充実していくかという点では、本当に寂しい限りの、市民の暮らしがどうなるのかという、本当に残念なそういう答弁が多いのです。この払いやすいというのがなければ、幾ら徴収強化をしても、市民の暮らしを苦しくするばかりだと思うんですよ。

今後、細分化に向けて、これは早急に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

保育料の細分化につきましては、実際9月以降、私どもずっと担当部署では検討しておりまして、いろんなシミュレーションもやったところでございますが、そのまま、昨日財政課長の方からも答弁したとおり、10月に5年間の中期財政計画が出まして、私ども各部長ともそういう説明を受けて、今までよりかなり厳しい財政状況であることを認識しましたところ、その後、また保育料については、平成27年度の予算編成過程の中で決まるものでございますので、その予算編成過程の中で、財政課と副市長、市長とよく協議をいたしまして、現状維持が妥当ではないかということで。

この細分化するというのは、保険料の負担を軽減する策の1つというの、私ども担当としても認識しておるところでございますが、基本的に今の調定ベースを移行するということになりますと、その細分化については、現時点ではかなり難しい課題だと、そのように捉えてございますが、今後、平成27年度、28年度経過しまして、その段階で本市の一般会計がどのような状態になっているかによりましては、受益者負担の適正化等に向けて議論が進むということで、私ども担当としては考えているところでございます。

○京増藤江君

八街市の財政が本当に大変になったこの原因ははっきりしていると思うんですよ。市民が無駄遣いをしたからではない。市民の皆さんは一生懸命税金を払って、そしてその結果、財政が大変だ大変だと言ってサービスも削られる。これでいいのかということが、この予算編成に問われていると思います。

やはり、国の姿勢も本当に大きいものがあります。国にもきちんと物申す。そして、今までの税金の使い方もしっかりと振り返りながら、市民サービスをどう充実させていくか、ここに私は知恵を注いでいていただきたい。そうしてこそ、市民の皆さんの協力も得られると思いますので、これは財政が大変だから市民サービスを削る、こういう方法は、私は見直していただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、非婚、結婚されないで親になったひとり親世帯、八街市では未婚の母子世帯が74世帯ございますけど、これらの世帯に寡婦控除みなし適用をしていただきたいと思います。

2013年12月に、結婚していない男女の間に生まれた子の相続差別の撤廃をする民法改正が実施されました。結婚歴の有無によるひとり親家庭への差別を解消する運動が進んでいる中で、このような未婚のひとり親世帯に対してもみなし適用をするという自治体が出てきております。ぜひ、八街市においても寡婦控除のみなし適用、これは女性だけではなく、男性、夫、寡婦、女性、そして夫、その寡婦控除を実施して、保育料減免を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の保育料の算定では、保護者の所得税額から7階層に区分した保育料額を決定しておりますが、現状では、非婚のひとり親世帯につきましては、寡婦控除を受けていないことから、保育料の算定には反映されておられません。しかしながら、ひとり親世帯として子育てをする状況に差がないにもかかわらず、死別・離別のひとり親世帯と非婚のひとり親世帯では寡婦控除の適用を受けることができないことによって、保育料に違いが出てしまう状況となっております。

今後、本市といたしましても、非婚ひとり親世帯の負担軽減につきましては、近隣市町村の動向を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

見直しを検討するということでもございました。しかし、市長、近隣市町村の動向を見てか

ら決めるというのではなくて、八街市では大変困窮世帯が多いということからも、率先して検討していただきたいと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○市民部長（加藤多久美君）

この非婚のひとり親家庭に対する寡婦控除のみなし適用ということでございますが、今市長が答弁したとおり、全国の各市町村でかなり導入しているということを、私ども認識しているところでございます。その関係で、近隣・印旛管内の状況を踏まえながら検討していくということで、今市長の方から答弁があったところでございますが、担当としては、この非婚のひとり親の家庭への寡婦控除の導入にあたっては、第一義的には、税法の寡婦控除適用、寡婦控除助成制度の改正と、保育料については国の保育料の徴収基準額の算定法の改正がされるべきであると、担当としては思っておりまして、個々の基礎的自治体で決めるべき問題ではないとは思いますが、やはり、各市町村で導入が始まっておりますので、子育て関連施設への非婚のひとり親家庭へののみなし寡婦控除の適用についても、平成27年度以降について検討するというところでございますが、直ちに適用するというのは、今現在担当部長としては持ち合わせてはございません。

○京増藤江君

寡婦控除が適用されている母子世帯でも大変生活が厳しい。一般世帯と比べても半分ぐらいの所得しかないとか、そういう世帯が多いわけですから、それにも増していろんなことが適用されていないこの未婚のひとり親世帯、これは放っておいていけないと思います。

八街市では、子どもたちの医療費無料化を近隣に割と先駆けて実施していただいて、本当に市民の皆さんは喜んでいらっしゃいます。こういうことでも市民の皆さんの暮らしを守るために、ぜひ頑張っていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、教育問題ですけど、子どもの貧困対策についてですが、まず、教育及び教育費に関する支援をとということで質問いたしますけど、八街市の就学援助の基準は生活保護の1.2倍ということにお概ねなっておりますけど、今、生活保護基準が下げられている中で、この基準ではとても貧困世帯を支援することは難しいのではないかと。基準の拡大及び生活実態にあわせて就学援助の認定基準を引き上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校教育における教育費の支援につきましては、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱を、平成24年4月1日より制定し運営しております。認定や援助内容につきましては、申請理由に基づき、個々の状況を見ながら、柔軟に対応しておるところでございます。

平成26年度からは、学校用品費や校外活動費、学校給食費等に加え、小・中学校でPTA会費を、中学校では生徒会費を、新たに対象経費といたしました。

○京増藤江君

就学援助は柔軟に検討をしていただいているということで、そして八街市では、今の答弁にもありましたように、PTA会費、そして生徒会費を入れていただいたということで、大変評価できると思います。

今後、子どもたちが授業だけではなくて、クラブ活動についてもお金の心配なくできるように、早急に実施を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、教育の機会均等を奪っていく学資保険の差し押さえは絶対にやらないようにということで、教育長もぜひ教育充実の上で力をかしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

今年度からの追加の支援に対しまして、さらにということですが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○京増藤江君

今後の検討課題ということですが、子どもたちが放課後を充実して過ごす、そして例えば教室でなかなか友達ができない場合も、クラブ活動で力を発揮できるとか、いろいろありますので、お金の心配なくクラブ活動ができるように、ここでもぜひ早く検討していただきたいと思います。

また、学資保険の差し押さえ、これは教育委員会でどうのこうのできる問題ではありませんが、子どもたちの教育を充実していくという点では、ぜひ市全体でこの差し押さえはやめるということで、私は市長にもここでも願いをしておきたいと思います。

次に、不登校対策の充実についてですけど、不登校が減らない理由についてお伺いします。長年、懸念になっております児童生徒の不登校について、先生方は電話をしたり迎えに行くなど一生懸命取り組んでおられますが、若干減る傾向もありますが、多いことには変わりはありません。その原因について、どう考えておられるのか、伺いたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市における不登校児童生徒の人数は、この3年間で49名減少いたしました。また、欠席15日以上長期欠席児童・生徒予備軍を含めた長期欠席児童・生徒数は、ピーク時に比べ102名減少しております。

しかしながら、依然として不登校率は、県平均よりも高い状況です。

不登校の理由といたしましては、小学校では、「家庭環境の問題」が大きく占められ、そのほかに情緒的な問題が挙げられます。中学校では、それに加え「学業」「友人関係の問題」が挙げられます。学校で、さまざまな学習や体験を行うためには多くのエネルギーを要します。本来、児童・生徒は、そのエネルギーを家庭で補充しますが、「経済の問題」「家庭内の人間関係の問題」「家族構成の変化」「保護者の養育の問題」等、家庭が不安定な状態となると、欠席しやすい傾向が見られます。

一方、中学校では、ツイッター、LINE、フェイスブック等携帯端末の普及に伴って、

学校外でも常に友達との関わりが増えるようになりました。よい面もありますが、トラブルになったときに、その関係性がソーシャルネットを通じて家でも持続することになります。そのため、友人関係をめぐる問題で、不登校になるケースも考えられます。

このようなさまざまな理由が重なり合って複雑となることが、不登校児童・生徒が減少しない一因と考えられます。

○京増藤江君

不登校の原因ということを今いろいろと述べられました。確かに、私はそのとおりだと思います。それで、実際に不登校が減りつつある部分もあるのですが、小学校では増えている傾向も出ております。

それで、私は、例えば1つの例をお聞きしたいのですが、例えば平成25年度の中央中学校の不登校生徒は何人だったのか、お伺いします。

○教育次長（河野政弘君）

申し訳ありません。各学校別というのは出ておりませんが、中学校におきましては、平成25年度に。

○京増藤江君

いいです。中学校はわかっています、大体は。

○教育次長（河野政弘君）

よろしいですか。

○京増藤江君

これは、中央中学校は後で調べておいていただきたいのです。なぜかといいますと、私は17、8年前に3年間、中央中学校でPTA役員をさせていただきました。そのときに、中央中学校の不登校生徒は30数名だったということに、PTAの理事会は大変どよめきが起きたのです。そういう状況だったのですが、現在はどうなんだろうかというところで、不登校の傾向はどうかということでお聞きしたかったので、後で教えてください。

先生方は本当に大変な中で、わかりやすい授業を工夫したり、また不登校を出さないようにと頑張っていらっしゃいます。しかし、現状のままの職員配置では抜本的な解決はできないのではないかと。先日、川崎で起きた中学生の本当にかわいそうな殺され方をしましたけど、ああいうことでも先生方は一生懸命やっっていらっしゃったと思うんですね。

先ほどの教育長の答弁にもございましたけど、やはり家庭環境などの問題もあるという面では、先生の配置が増えなければ、なかなか解決には向かないのではないかと思います。平成22年、23年、24年度には、学力向上推進委員が配置されて効果があつたと、教育委員会も評価しております。しかし3年で終わっております。ぜひ、こういう学力向上推進委員をまた設置をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

前に配置した時点においては、国からの資金ですとか、その辺の予算もありましたので、それを活用して実施したわけでございまして、今後、そのような件があれば、ぜひ積極的に

配置していきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

国からは地方交付税が減らされたりして大変な状況ですけど、八街市も大変だと。それは重々わかっておりますけど、本当にどうやったら子どもたちを健やかに育てることができるかというところでは、この教員の配置増をぜひ頑張っていたきたいと思います。

それで、八街市全体の小中学生をあわせての全体の不登校率は2.69パーセントです。その中で中学校は5.59パーセントと中学校が高いのですが、そして、生活保護家庭の不登校率は13.3パーセントで、八街市全体の4.9倍となっています。また、就学援助家庭での不登校は7.9パーセントで、普通の一般の八街市全体の不登校率の2.9倍と、やはり経済的に困窮している家庭では、不登校の割合が非常に高くなっている、こういう状況になっています。

これらの家庭の子どもたちに対し、特別な支援が必要だと思うんです。先ほどの教育長の答弁でも、やはり家庭の状況がいろいろあるという答弁でした。こういう困難な家庭にある子どもたちに対して特別な支援をしていけば、状況も徐々に変わっていくのではないかと思います。わかるのですが、いかがでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

子どもたちに対する特別な支援ということでございますが、教育委員会として実施しております内容につきましては、ただいま答弁したとおりでございます。就学援助等を行っておりますけれども、このいわゆる子どもの貧困ということに関しての質問も兼ねているかと思っておりますけれども、国の方でも、子どもの貧困対策ということで法も作成されたようですし、大綱ですか、その辺も制定されてきておりますので、そのような動きを見ながら、八街市としても適正に対応をしていきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

今、国の支援もあって、生活困窮世帯に学習支援も自治体で行っているところがございますので、八街市としても、これは八街市は率先して取り組むべきところではないかと、地域ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、中学校の不登校を少なくしていくためにも、小学校に適応教室を設置するようにと、一貫して私たち共産党は求めてまいりました。校長会などで、この要望は出ているのか、出していないのか、お伺いします。

○教育次長（河野政弘君）

校長会からは、特に小学校への設置要望等は特には出ておりません。中学校に設置しております校内適応教室、指導教室の補助教員の、これは市の単費でございますけれども、継続配置については要望がございました。

○京増藤江君

小学校から適応教室設置の要望は出していないというふうな、その答弁でございましたけど、教育委員会としては、それは必要ないという、そういうお考えでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

現在のところは、まだ小学校については不登校率も低いということもございますが、実際に不登校の子どもさんがいるわけでもございまして、八街市といたしましても、県の教育委員会の方にも加配ですとか、その辺の増員については要望をしているところでございます。

○京増藤江君

教育長の答弁でも、家庭のさまざまな抱えている問題があるということですから、中学校になっていきなり家庭の問題が出るのではなくて、もう小学校から出ていると思います。ですから、それこそ八街市は幼・小・中・高連携ですから、そのところをどう連携していくかということぜひ研究をしていただきたいと、そのことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のためしばらく休憩をいたします。

午後は１時１０分から再開いたします。

（休憩 午前１１時４７分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、２点にわたりまして質問するものであります。

まず、誰もが安心の国保制度にということで、質問するわけでもございますが、まず保険財政の共同安定化事業拡大と、広域化についてであります。

現在、１件３０万円を超す高額医療費については、財源を市町村国保でプールをして、給付費を交付するという制度となっております。この４月からは、１県一元化移譲となり、全ての医療費が県の国保連合会の基金から給付されることになるわけでありまして。国保は、保険料の賦課徴収は市町村がやり、給付財政は都道府県単位の医療保険となります。国は、３年後には都道府県が中心となる国保の広域化を導入しようとしております。

そこで、まずお伺いいたしますのが、この４月から始まる保険財政共同安定化事業、一元化による市の国保への影響はいかがかという点で、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険は、被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらに保険税の負担能力の低い被保険者の増加など、構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられております。

このような状況の中、千葉県におきましては、市町村国保を県単位で一元化することにより、市町村国保の広域的な事業運営及び財政安定化を目指し、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針を策定し、一元的な運用への環境整備をしていくこととなっており、平成27年4月から、保険財政共同安定化事業を拡大し、平成30年4月から、国保を県単位とする予定であります。

この、平成27年度からの保険財政共同安定化事業の拡大による本市国保への影響につきましては、千葉県の試算によりますと、対象拡大により拠出金が大幅に増加することとなりますが、これに対し交付金も増加いたしますので、市国保への影響は少ないものと思われま

○丸山わき子君

今、市長は、この影響は少ないんだというふうに答弁されております。果たしてそうなのかどうか。

次に、3年後の広域化によって、市の国保財政はどのように変化するのか、どのように見通しているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の国保財政は、平成25年度の決算が赤字となり、繰上充用により対応したところでございます。平成26年度につきましても、同様に非常に厳しい財政状況であります。保険財政共同安定化事業の拡大による影響は少ないものと思われませんが、広域化後は、市町村が保険税を徴収し、県に納める分賦金方式となり、少なからずその影響はあるものと考えております。

なお、現在のところ分賦金の算定方法につきましては、医療費水準及び所得水準等により算定するものと思われませんが、正式には決定しておりません。

○丸山わき子君

広域化による影響は大変不安なところであります。

八街市の新年度の国保会計、これはこの一元化によって、県からの共同事業交付金が1.4倍の26億5千万円となったわけです。保険財政共同安定化事業への拠出金は、現年度比の1.3倍の25億6千万円となると、大変大きな予算となってきたわけですがけれども、しかしながら、国庫負担金の減、それから国保税収の一層の低迷も加わって、新年度は一般会計からの繰り入れをしなければならない、そういう状況になってきて、国保財政に大きく今後とも影響していくのではないかとということです。

厚生労働省は、今も言われているように、3年後には広域化を進めるんだということで、この間、その方向で進めているわけですがけれども、しかし、国保の構造的な問題として、加入者の中では低所得者が大変多いんだという問題、それから年齢構成が高い、高齢者が多いということです。それと、所得に占める保険料負担が重いという特徴があるわけですが、特に広域化でこの保険料が高いという構造的な矛盾は改善されるのかどうか、その辺について

どのように分析されているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険は、被用者保険と比較いたしまして、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い一方、担税能力の弱い方々の加入割合が高いため、財政基盤が不安定であることが、市町村国保の抱える最大の構造的な問題であります。

国保の広域化により、市町村ごとに行っている国保財政の運営は、県が一括して行うこととなります。この広域化にあたりましては、国保財政の安定化が優先課題とされ、来年度から保険税軽減世帯に係る保険者支援制度が拡大される予定ではありますが、根本的な国保の構造的な矛盾を改善するためには、国からのさらなる公費投入等も必要と考えております。

○丸山わき子君

全くそのとおりだと思います。今のままでこの広域化を進めていくのであれば、県の方は各市町村に対して、医療費を抑制しなさいよ、それから保険税の収納向上に向けてもっと収納を強化しなさいという、そういう指導が来ると思うわけです。

八街市の税収アップの目標、広域化一元化に向けて、どのような税収アップの目標が課せられているのか、その辺について、答弁いただきたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

平成27年度の国保の目標は、87パーセントを想定しております。

以上です。

○丸山わき子君

平成25年度決算では、八街市は84パーセントなんですね、収納率が。87パーセントとなったらもう大変なことです。広域化に向けては91パーセントというのが、収納率の目標なわけです。ここまできなかつたら、一体どうするのか。やることはただ1つです。県にそのお金を納められなければ、国保税を引き上げて、それで納めなければならないという状況になってくるわけです。こういうことは断じて許せないと。

そういう意味では、八街市の今の状況で国保税を引き上げれば、滞納者が増える。また滞納者が増えれば、病院にも行けない方が増える。その悪循環が一層強まっていくということになるわけです。ですから、そういった点では、広域化というのは、絶対に国保の安定化ではなくて不安定化を進める、そういうものだと思います。

市長から先ほど、国にもっと負担をしてもらわなければならないんだという答弁がありました。ぜひこれは、国に対して国庫負担の引き上げを強力に申し入れていっていただきたい。再度、その点について、八街市のこの国保の改善を進めるためのその手だてとして、市長の心構えをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁をいたしましたけれども、さらなる国費投入は必要であるというふうに考えております。現在、社会保障審議会が国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議

の場におきましても、市長会として、さちなる公費投入を要望しているところでございます。今後も、市長会を通じて、積極的に要望してまいりたいと思っているところでございます。

さらに、国保の公費投入について、国に対して市長会の要望が相次いでおります。特に、全国市長会国民健康保険対策特別委員長である岡崎高知市長が、次の厚生労働省のこの会議の委員として出席した折に種々発言しております。財政支援につきましては、国の方で明確にをお願いしたいということを強く要望しております。

○丸山わき子君

国保の保険者が都道府県に変わることで、保険者の格差が解消する、あるいは国保運営に対して市町村の負担が軽減される、あるいは国保の構造的矛盾は解決に向かう、こういうことが期待されたわけですが、この期待は完全に裏切られているわけですからね、国によって。今、市長が言われたように、毅然と、国に対して国保制度を守れの、その姿勢を貫いていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、国保事業の充実について伺います。

国保税の減免制度の拡充についてです。

減免の要綱が作られて、八街市では10年経過しております。しかし、市民の生活状況は一層悪化しております。その点では今日の生活実態に見合った要綱の見直しをして、減免の対応をしていくべきではないかというふうに思いますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減にあたりましては、国保資格者全員の所得の申告を前提といたしまして、世帯の所得区分に応じていまして、応益負担部分について、7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しております。この法定軽減部分につきましては、国や県の基盤安定交付金の財政支援があり、保険税負担を和らげるものとなっております。さらに、保険税負担を軽減する対策として、災害に遭われた方などに対する減免制度があります。この減免制度の適用にあたりましては、納税者個々の生活実態などを確認した上で判断することとなりますので、納付が困難な場合につきましては、まずは納税相談に来庁していただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

八街市の国保税条例は、収入源に対する減免規定を設けているわけですね。収入の50パーセント以下の減少に関しては、分割の相談で対応する、このことを言っているわけですね。今日の市民の皆さんの生活悪化のもとで、分割相談程度でいいのかということなわけです。軽減の拡充は切実であると。恒常的な低所得者の世帯を対象とした減免制度が必要だと。今は7割、5割、2割軽減があるんだということを言われていますけど、しかし、その方々の滞納世帯というのが多いわけです。そういう意味での見直しが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

この国保税の減免制度の目的とするところは、災害等の突発的な事情によって、前年度の収入に比べて著しく収入が減った場合なわけであって、恒常的なものを想定しているわけではございませんで、ということでございます。

○丸山わき子君

この税条例の軽減に関しましては、減免要項というのをつくっているわけです。その中では、確かに災害というのだけが対象だったのですが、10年前は、この収入減に対する対応もしましょうということで、新たに加えたわけなんです。しかしながら、これが、今はきちんとした機能が果たされていないという点での見直しをしたらいかがですかということを、私は質問したわけです。それに加えて、恒常的な低所得者が今は増えているわけですから、そういった点での対応が今求められているという点で、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

国民健康保険は、住民の命と健康を守る社会保障制度であります。市が独自に公費を繰り入れて住民の負担軽減に対して努力するのは当然であるというふうに思います。ぜひ、そういう点での見直し、検討をいただきたいと、このことを申し上げておきます。

次に、医療費の一部負担減免制度の充実についてであります。

これは、国保法第44条に基づいて一部負担金減免制度であるわけですが、これは病院の窓口で支払う医療費の自己負担分を減免することができるという制度であります。厚生労働省は、窓口負担を苦にした低所得者の受診抑制を改善するために、取り扱いの一部を改正して、この制度の積極的な活用をするための通知を、平成22年9月に出しております。市はどのように対応されてきたのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険制度につきましては、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うというのが根本原則であり、一部負担金の制度も、乱診乱療の防止による保険財政の健全化や、医療を受ける被保険者と受けない被保険者との間の受益と負担の公平を図るという観点から設けられているものでございます。

国民健康保険法第44条では、特別な理由により、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免等を行うことができるとされており、八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定めております。この医療費一部負担金の減免は、単純に所得の多い少ないによるものではなく、あくまでも災害や失業などの特別な理由により、著しく収入が減少したときの例外的なものでございます。

○丸山わき子君

国がこの第44条もっと活用した対応をなさいよと言っているわけですが、どういう方々に対してこれを活用なさいと言っているのか、その辺は再度お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

平成22年に厚生労働省からの通知による基準の改正ということで、その内容は、災害や不作、廃業、失業などにより生活が著しく困難であると認められ、次の3つの全てに該当する世帯を減免の対象といたしました。

その3つは、まず1つ目が入院患者がいること、それから、2つ目が収入が生活保護基準以下であること、3つ目が預貯金が生活保護基準の3カ月以下であること、それから減免の期間を3カ月を標準としたものでございます。以上が、その主な内容でございます。

○丸山わき子君

国は、そういう基準を設けるけれども、それぞれの自治体独自の減免は一向に差し支えないよとも言っているのです。上乘せをするのはいいんですよ。ですから、今、生活保護基準以下というような説明がございましたけれども、生活保護基準以上の対応をしているところもあるわけです。生活保護の1.3倍、あるいは入院だけではなくて、通院にも適用しているというような自治体もあるわけです。

国に、この制度を利用した場合は、特別調整交付金からの補填の対象となって、減免額の合算が10万円以上になれば県から支援を受けることができると。八街市がその10万円以上の出金があれば、きちんと保証しますよという制度まであるわけですから、そういう意味では、市民の皆さんが病院に行けなくて大変な思いをされている、そういう世帯へきちんと対応していくべきではないかというふうに思いますが、その辺について再度答弁をいただきたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

本市の場合は、その通知を受けまして、この減免要綱を見直した結果、特に改正する必要はないということで、していないわけなんです。その理由といたしましては、現在の本市の減免取扱要綱が、その国から通知された新基準よりも緩い基準というか、広い基準であるので、特に改正する必要がなかったものでございます。

まず、先ほど申し上げた国の基準で「入院患者がいること」、これに対しては、本市は入院患者がいることをまず要件にはしてございません。それから、「収入が生活保護基準以下であること」とされておりますが、八街市の場合は120パーセント以下と規定しております。1.2倍に規定しております。主な理由はそのようなものでございまして、改正はしてございません。

○丸山わき子君

だから、国は、それぞれの自治体が上乘せをしたり緩くしたりしているのは構わないよと言っているわけです。それは私も先ほど申し上げたと思います。

そうではなくて、もうどんどんこの制度を大いに活用してくださいよということなんです。市が負担した分は県からきちんとお金が出るわけですから、そういう意味で、積極的な対応をしていただきたいということを申し上げました。ぜひ、相談に見えた市民の皆さんに対しては、こういう制度があるから活用しなさいよと、してくださいよと、そういうきち

んとした対応をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、高齢者が大切にされる街ということで、介護保険の方の制度充実について伺いするわけであります。

時間がございませんのでちょっと飛んでいきますけれども、4月からは介護保険の6期計画が始まるわけであります。保険料の引き上げの一方で、多くの高齢者を介護サービスから除外してしまう。利用者に大幅な負担増を押しつけるなど、公的介護保障を土台から掘り崩す大改悪となっているというふうに思うわけであります。

まず、要支援者の訪問介護デイサービスの後退は、絶対あってはならないというふうに思うわけですが、要支援1、2の方がこの介護保険制度から切り離されて、新しい介護予防日常生活支援事業に改変されていくわけです。厚生労働省は、ヘルパーなど介護職によるサービスを非正規やボランティアなど、人件費の安い非専門職のサービスに置き換えていく。あるいは低廉なサービスの利用普及、さらには高齢者の認定申請に対して要介護認定を受けさせない、あるいは自立促進など効率化を図るよう自治体に押しつけているというふうに思うわけですが、市はその辺について、どのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険法の改正に伴いまして、要支援認定者に対する介護保険サービスのうち、ホームヘルパーが行う身体介護や生活援助にあたる訪問介護サービスと通所介護施設での食事など、基本的なサービスや生活向上のための支援を行う通所介護サービスにつきましては、現行の介護予防給付から、市町村事業である地域支援事業に移行され、市町村の実情に応じ、平成27年4月から平成29年4月までの間に実施することとされております。本市におきましては、現在、平成28年10月から新規認定者を対象に、移行を目指した準備を進めているところでございます。

今後は、地域支援事業に移行となっても、同等のサービスをみなし事業所として提供していただけるように、市内の事業所と連携してサービスの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

地域支援事業に移行された場合、現行の訪問介護サービスは「訪問型サービス」として、現行の通所介護サービスは「通所型サービス」として位置付けられ、介護保険事業者により現在と同等のサービスが提供されることとなっております。

このほか、「訪問型サービス」、「通所型サービス」として、現行の介護保険事業者の基準を緩和してサービスが提供ができるようになり、将来的には、住民主体によるサービスも可能となり、市町村の実情に応じて、サービスの内容や利用料を決めることができ、極め細かな多様なサービスを行うことが可能となっております。

本市におきましても、地域支援事業への移行に向け、まずは、介護保険事業者やNPO、ボランティア等の社会資源の把握にも努めてまいりたいと、そのように思っております。

○丸山わき子君

今、市長は最後にNPOとかボランティアを参加させていくのだというような答弁があったわけですが、もう既にこの介護保険から切り離して、それで実際にボランティアや非正規の方の介護を実践している地域があるわけです。その状況では、ボランティアさんに頼んでサービスを利用したら、利用料が3倍になっちゃった。だから利用ができなくなっちゃったと、こういうことになっちゃうわけですね。

ですから、そういう意味では、きめ細かなサービスを提供すると言われましたけれども、利用料が3倍にもなるような、そんなサービスですから誰でも利用できなくなっちゃうわけです。そういう点では、国では低廉なサービスの利用普及ということで、NPOだとかボランティアだとかどんどん導入しなさいと言っているけど、そのやり方ではだめだと。本当に市民の皆さんが安心して利用できる、そういうサービスをきちんと提供する。このことをぜひ進めていく。あと2年間ありますから十分検討していただきたい。このことをまず申し上げておきます。

それから、時間がないので、保険料のところをお伺いいたします。

今、年金がこの1年半で2.5パーセント引き下げられたわけです。その一方で、今年度からは、70歳になる方の医療費の窓口負担は1割から2割へ引き上げられた。また、消費税の増税で、暮らしが成り立たない、こういう高齢者の悲鳴が上がっております。高い保険料をやっと払っているのに、お金が心配でサービスの利用も控えている。もうこれ以上の生活費のどこを削ればいいのかという高齢者の暮らしが脅かされている状況の、このもとで4月からの介護保険料の値上げは、到底許されるものではありません。

市民の生活実態をどのように把握されているのか、また、引き上げ率と年間の引き上げ総額は一体どのくらいになるのか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度から平成29年度までの、第6期介護保険事業計画におきましては、高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者の増加、必要とされる施設の整備等に伴い、介護給付費全体の増加が見込まれることから、介護保険料を引き上げざるを得なく、やむを得ず保険料の改定を行うところでございます。

第6期計画の保険料は、基準月額が5千270円で、第5期計画の4千400円と比較いたしますと、金額で870円、率にして約19.8パーセントの増となります。また、現年度保険料を当初予算額で申し上げますと、平成27年度は10億8千27万3千円で、平成26年度の8億3千694万1千円と比較いたしますと、金額で2億4千333万2千円、率にして約29パーセントの増となっており、このうち約20パーセント、金額にして約1億6千700万円が料金改定による影響額ではないかと推測しております。

高齢者の皆様方の生活につきまして、今後、消費税増税など憂慮すべき点は多々あることは十分理解しておりますが、介護給付費が年々増加する中、健全な介護保険財政を維持していけるよう必要最小限の保険料の改定を行うものでございます。

○丸山わき子君

今、19.8パーセント、約20パーセントの引き上げであるということの答弁がございました。国は、この第6期介護保険計画に対しまして、住民税非課税世帯の保険料負担が重いということを認めて、保険料の軽減措置の実施を約束したわけです。

ところが、平成15年、16年度の2カ年は、軽減を実質的には見送ってしまった。最も低い層の第1段階だけを対象にした軽減措置をとろうとしているわけです。しかしながら、市長が言われたように、19.8パーセントもの引き上げですから、市民にとっては、軽減は待ったなしの課題であるというふうに思うわけであります。

介護保険料が高いという悲鳴を無視した引き上げは、今後、滞納者の増大、またサービスを受けられない市民を一層増大させることになるのではないかとということで、保険料の独自減免をすべきであるというふうに思うわけであります。そういう点では、市長はどんなふうにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険料の減免制度につきましては、本市の介護保険料減免取扱基準に従いまして、第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、「災害により著しい損害を受けた場合」、「長期入院により収入が著しく減少した場合」、「死亡した場合」、「心身に重大な障害を受けた場合」など、個々の事由に応じて、25パーセントから最大100パーセントの保険料額の減免を実施し、申請後、速やかな対応に努めております。

なお、介護保険料の独自減免につきましては、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の観点から、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については適当ではないため、第6期を迎えるにあたって、引き続き、このいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者に対しまして、適切に対応するよう、国・県より指導されておりますので、従前どおり、本市の減免取扱基準に基づきまして、被保険者個々の事情に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

その国・県からの指導であって、法律で拘束されるものではないわけですね、その減免に関しましてね。何よりも、国の方が、今度は、第6期介護保険計画に関しては、住民税非課税世帯では軽減しますよと言っちゃったわけです。ところが、たまたま消費税の10パーセントまでいかなかったから、じゃあ、今回は軽減はしませんということで、引っ込めてしまったわけですがけれども、私は、国が軽減しなければ、市民の皆さんが大変だ、国民が大変だということを認めたというふうに思うわけなんです。ですから、この軽減措置の財源、もし住民税非課税世帯を軽減する場合は、国が2分の1、それから市と県が4分の1ずつの負担をしあって軽減をしましょうということになっていたわけです。ですから、当初のこの計画どおり、住民税非課税世帯までの軽減というのはやってもいいのではないかなと思うんですよ。

実際に、この住民税非課税世帯を軽減した場合、八街市はどのくらいを負担しなければならなかったのか、その辺について、担当者の方から答弁をいただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

ご答弁いたします。

軽減強化における国が示しました当初の額で申し上げますと、軽減総額は、7千326万2千円で、このうち市の負担は1千831万7千円を見込んでおりました。

その後、保険給付費についても精査し、軽減強化の第一弾として、国が新たに示したものを基準に、今回平成27年度予算を計上したところでございますが、この予算案では、軽減総額は1千208万4千円、このうち市負担は302万3千円を見込んでおるところでございます。

○丸山わき子君

国の方は、初めて公費を投入すると。今までは、所得が低くても、収入がなくても、そういう軽減をしてはだめだ、してはだめだと言っていたのだけでも、しなければならないというところまで舵を切り始めたわけですね。そういう点では、この八街市も住民税非課税世帯が大変多くいらっちゃって、本当に大変な思いをしてこの保険料を払っているわけですから、八街市は、今言われた1千831万円分、これを軽減対象にしてやっていてもいいのではないかというふうに思うわけです。ぜひとも、そういう本当に市民の皆さんの暮らしを守るという立場に立った介護保険制度でなければならないというふうに思うわけでございます。

公的な介護保険制度を、これ以上後退させてはならないというふうに思うわけです。過去5年間に、介護看病疲れによる殺害であるとか自殺とかというのは、全国では年平均348件にものぼっていると。単身高齢者世帯が増える中で、介護保険からもはじき出されてしまう、また病院、老人保健施設、お泊まりデイサービス、低額の宿泊施設などを漂流する高齢者が社会問題になっている。これはもう皆さんご存じだと思います。まさに、保険あって介護なしの状況が一層強まっているというのが、実態だと思います。公的介護制度をこれ以上後退させないためにも、改めてこの八街市での介護保険制度のあり方を検討しなければならないというふうに思います。

八街市は、先ほど来、昨日からも財政が厳しい、こういうことを言われています。しかし、これはお金の使い方だというふうに思うわけです。先ほども榎戸駅の整備計画の話が出ておりました。やはり、今はどこにお金をかけなければならないのか、このことをもっと精査していく必要があるのではないかと。事業の見直しをして、しかしながら、したとは言いながらも、榎戸駅の事業計画は進める方向での見直しでしかないわけです。私は、本当に大変であれば一時ストップする、あるいは最も簡易なバリアフリー化の駅にしていく、そういうことも含めた対応が、今は本当に必要ではないかというふうに思うわけです。

八街駅前あの区画整理、この二の舞をやってはならない。同じ轍を踏んではならないというふうに思います。そういう点では、今本当に市民の皆さんが大変な思いをしている、その立場に立った市政運営をしていただきたい。

それから、いまひとつ、この八街市が人口減という中で、どんな市政運営をしていったらいいのかと。本当に八街に住んでよかったと言われるような街づくりをしていくためには、市民の暮らしをどれだけ支えるか、住みやすい街になるのか、そこがカギではないかというふうに思います。

ですから、ぜひ市民の皆さんのために税金は活用していただきたい。このことを私申し上げまして、質問を終わりにいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をします。

（休憩 午後 1時51分）

（再開 午後 2時01分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

石井孝昭議員、木村利晴議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。

平成27年度の予算議会である大事な議会において、今回5点の質問をさせていただきます。

まずは、①環境問題、②住みよい街づくり、③農業問題、④河川整備、⑤農地利用問題の質問をさせていただきたいと思います。

環境問題についてでございますけれども、まず、クリーンセンターの焼却施設の現状と今後の管理体制についてご質問をさせていただきます。

平成15年度竣工のクリーンセンター施設は、稼働して今年12年目を迎えます。どこの炉でも約10年を契機として、維持管理費が徐々にかかるという状況にあります。経年劣化による施設の状況や耐用年数等のクリーンセンター焼却施設の現状と今後の管理体制についてご質問をさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

可燃ごみの搬入量は、平成23年度からの3年平均で、年間約2万372トンとなっており、これらごみ処理に伴い要した維持修繕経費につきましては、平成23年度からの3年平均で、1億1千175万9千円となっております。平成15年9月に竣工し、現在では、コ

ンベアなど駆動部の老朽化、給排水部品や蒸気管、その他細かな部分の腐食等が発生してきている状況にあります。

市職員のほか、運転管理委託会社によって、毎日施設の点検をいたしますとともに、軽微な箇所は市から部品を支給して修理対応し、経費の節減に努めているところでございます。

また、炉の立ち下げ時や法定点検など定期的な点検を実施した際、炉の現状把握を十分行い、損傷箇所が発見され次第、できるだけ早い時期に修繕を実施し、損傷の広がりや重傷化を防止し、修繕費が高額とならないよう努めております。

○石井孝昭君

経費削減に努められていると、お金がかからないようにしているという市長の答弁は理解できました。

この経年劣化によって故障の原因を早期に発見するということは、その対応をする市職員の管理能力をはじめとする管理委託業者の資質向上が求められます。今現在、運転管理委託先の職員は何人いて、どのような資格を有しているのかお聞きいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

今、運転管理委託先の職員の技術的な資格的なものでございますが、ごみ処理施設技術管理者という資格を持たれている方が4名、あとボイラー技術1級の方あるいは2級の方が合計で10名、第三種電気主任技師の方が2名、第一種電気工事士の方・第二種の方を含めて3名、第二種酸素欠乏危険作業員が14名、クレーン運転特別教育受講終了者の方が21名、乙類四種危険物取扱作業主任者11名、特別化学物質等作業主任者8名、有機溶剤作業主任者10名、公害防止管理者2名、甲種防火管理者3名、管理技術者1名、消防設備士乙種ですが1名、溶接技能者5名で運営をされております。

○石井孝昭君

吉野部長の答弁ですと、さまざまな特殊な技術を持った方、これはほとんど専門性を有しているというふうに思います。

今年度の、今議会で上がってくると思いますが、平成27年度のクリーンセンター処分場管理運営費で約5億1千204万円として、平成26年度に比べれば幾らか減額の予定をしているようです。焼却炉の維持管理修繕費としては約5千万円。この予算の中で、今申されたような技術者が適正な管理をしていくのがとても大事だというふうに理解をしております。

その技術者の話で、話は変わりますが、水道課の浄水場の運転管理業務が平成25年度からは、3年から5年に管理体制が変わったと。正式には、榎戸・大木配水場運転管理業務で、運転管理及び巡回点検等の維持管理業務ということでございます。

水道課長にお聞きいたしますけれども、平成21年度までは単年度契約であったこの管理業務が、平成22年度に3年契約、そして平成25年度には5年契約となってきたということでございますけれども、最少な経費の中で、施設の適正な維持管理、また高効率な運転管理を行うということが必要であると思います。

そこで、本市の水道事業においては、運転管理業務を複数年契約に委託しているというこ

とになっておりますけれども、複数年契約に至った経緯と経過について、ご説明をお願いします。

○水道課長（金崎正人君）

議員さんのご指摘のとおり、現在、平成25年から平成29年度までという形の5カ年の業務委託契約をしております。この経緯でございますが、議員さんの方からお話がありましたとおり、平成21年度までは単年度で契約をしておりました。平成22年から24年にかけて、うちの方の配水施設の更新工事を3カ年で行っております。この間は、配水と現状のポンプ、それと新たにできたものとを併用しながら運転をしなければいけないというような、特殊な事情がございました。これによって、安定した供給を阻害することのないようにとの観点から、3カ年の運転業務についての複数年契約を行っております。

その後でございますが、運転業務につきましては、水道の安定供給を図るという上で、非常に重要な業務となります。特に、緊急時においての迅速かつ的確な処理を行わなければ、大規模な漏水被害を起こすようなことも考えられますし、また、施設の状態を適正把握することで、故障・不具合等の早期発見、修繕などの迅速な対応が可能となることから、本業務のさらなる質の向上が図られるというようなことから、平成25年度からは、ポンプの運転と密接な関係があります従来行われておりました中央監視施設整備、電気計装設備、電気発電機、次亜塩素酸注入機等々の点検業務や清掃業務を新たに組み入れることで、経費の節減とあわせて合理的な運用が見込まれるということ、また各施設における設備の交換周期が一定でないために、長期スパンでの点検を行うことで、継続性が図られ見落としすることがない、また担当者が熟知することでより高度な点検が行われるというような、信頼度が上がるというようなことから、複数年の運転業務を委託したところでございます。

○石井孝昭君

金崎水道課長、ありがとうございました。

吉野経済環境部長にお聞きしますけれども、今の説明のとおり、お聞きしていると、ポンプの運転などに、とても質の向上、ニーズの向上、熟練された工員の質が求められるというようなことが伺われます。クリーンセンターの業務委託も、長期化した方が、熟練された資格者に運転管理をしていただき、経費削減を図るべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

石井議員おっしゃいますように、高度な技術者によります運転管理を、今現在3年の委託契約ということで実施しておりますが、それを5年とした場合、当然委託費用も安くなるようには感じますので、経費節減策は図られるというふうには思っております。

その関係ですが、現在、委託先との契約が平成27年度で終了となっております。平成28年度から新たな運転管理委託の入札等が実施されますので、その際には5年契約執行に向けて計画したいというふうには考えています。

○石井孝昭君

今後、さらなる効率性のよい運営に努めていただきたいというふうに思います。

続いて、最終処分場の現状と今後の対応についてご質問させていただきます。

最終処分場の長寿命化についてですけれども、平成9年、平成10年に行われた嵩上げ工事によって、次年度で約17年目を迎えます。埋め立ての現状と残余年数はあと何年ぐらいでしょうか。地元の区や住民の皆様のご理解が前提ですけれども、延命策や代替等の今後の対応のお考えはいかがでしょうか、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

最終処分場の埋め立て状況でございますが、本処分場は、当初埋立容量13万7千450立方メートルとして、昭和56年度より埋め立てが開始されましたが、平成9年度、10年度で嵩上げ工事を行いまして、埋立容量40万5千800立方メートルとなりました。現在の残容量は、平成26年12月末現在で約9万1千156立方メートルとなっており、最近のごみの処理量から計算いたしますと、埋め立て可能年数としては約13年が見込まれます。

残余年数13年を迎え、本最終処分場の埋め立て完了後のごみ処理をどのような形態で行っていくのか、そろそろ基本的な計画を策定しなければならない時期にきているものと考えられますことから、平成27年度より検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

現在、処分場にある飛灰の保管はどのようになっていますでしょうか。また、搬出状況はいかがでしょうか、ご質問いたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

飛灰の保管ということですが、処分場内に飛灰はコンポストで229体で、およそ91.6トンとなっております。搬出の状況については、平成27年度に全て搬出されるものと考えております。

○石井孝昭君

東京電力の賠償請求の話ですけれども、八街市も以前請求をしておりますけれども、この飛灰に関しては、前回も請求をしておったと思いますけれども、その東京電力の賠償、例えば最近ですと隣の佐倉市とか、ほかもいただけないで、再賠償をしているということでありまして、その飛灰に関して、そのような動きはいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

飛灰の関係ですが、引き続いての賠償請求という形ではとっています。

○石井孝昭君

市長答弁で、平成27年度に計画を策定していくと、検討していこうということでございますけれども、この最終処分場は非常に、やはり大きな問題だと思います。常識的に考えて、10年ぐらい恐らく完成を見るまでにかかるのではないかというふうに思っております。

具体的に、担当課で検討していくのか、また市長直轄の組織を立ち上げて検討をしていくのか、どのような策を講じていくのか、ご質問をさせていただきます。

○経済環境部長（吉野輝美君）

実際、今、市内部において、この最終処分場についての検討会という形では検討に入っているという状況でございます。

○石井孝昭君

以前使用していたクリーンセンターの入り口あたり、また隣接地として利用可能であるような地域、また近隣の地権者とか地元の区との協議をしていくという方向性が、とても大事だというふうに思います。その方向性と搬出というのもしっかり考えがあると思いますけれども、どのような方向性を示していくのか、再度ご質問させていただきます。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在、クリーンセンター隣接の地元対策の方々がございます。地元対策の皆さんとの協議によって、あと周囲などとの協議等をあわせ持って、検討してまいりたいというふうには考えています。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

それでは、3番目、ごみの減量化に向けての対策の質問をさせていただきます。

昨年9月より、市内のごみ受け入れ適正を図るために、ごみを持ち込む際の身分証明書を提示していただくという取り組みをしていただくことになりました。ありがとうございました。

本市のその後のごみ減量化に向けての対策については、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ごみの減量には、市民の皆様のご協力が欠かせないことから、広報やちまたやごみカレンダー、各種団体行事などを利用してご協力を呼びかけているところであります。今後も、広報やちまた等を通じまして、市民の皆様に対して、ごみの分別徹底をさらにご協力をお願いをしてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

基本的には、そのごみの減量化が全てとは言いませんけれども、先ほど申し上げたクリーンセンターの業務委託の質問を先にさせていただきましたけれども、やはり炉の延命もごみか減ればそのような傷みも減りますし、最終処分場においても、約9年数カ月の残余の期間が延長になると、そのように理解しております。

このごみの減量化の持ち込み量の変化、去年の9月からの変化の割合、そして変化の人数、できれば市内、これは限定ということでございますけれども、持ち帰った方の台数とか、その持ち帰った理由とか、もしお聞かせいただければありがたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

昨年9月1日から搬入ごみの確認業務ということで、職員対応によって実施しておるわけですが、その9月以降のその効果的なものをまず最初に申し上げますと、9月は、最初に台

数で申し上げますと、5千350台、前年の9月から比較しますと181台の減少。ごみの量といたしましては28万3千230キロ、2万2千330キロの減少がございました。

次に、10月ですが、台数で申し上げますと5千478台、前年の同月で658台の減少がありました。それで、ごみの量といたしましては、26万8千620キロで、前年と見ますと4万3千460キロ減少しております。

あと、11月ですが、台数で4千675台、昨年度と比べて1千116台減少しております。ごみの量といたしましては、25万3千720キロ、5万1千400キロの減少が見られました。

あと、12月ですが、これは暮の一番量が多い時期ですけれども、6千238台、台数で減少といたしましては742台減少しております。ごみの量といたしましては32万9千22キロ、5万2千258キロの減少がございました。

年があけて1月ですが、4千512台、比較では159台の減少がございました。ごみの量としては、23万4千410台、減少としては9千350台。

年が明けては少し減少率が減っておりますが、9月からの実績では、着実に減少している状況でございます。

○石井孝昭君

これを見ると、大体1割から2割近い、1割半ぐらいですか、減少になっております。これが恐らく標準、今までの適正な、本来であれば市民のごみの搬出量なのかもしれませんが、人口が多少減ってきていることとはいえ、多少ごみの減量化が図られているなというふうに思っております。

そこで、市長にちょっとお聞きしますけれども、ごみは包括的な考えが私は必要だと思っております。先ほどのクリーンセンターの問題も最終処分場もそうですけれども、1つ触れます。ごみの有料化についてですけれども、これは本市にとってもいくいくは避けては通れない必然の時代であるというふうに思います。昨日、公明党の川上議員も質問をされておりましたけれども、そのごみは来年度に行われる最終処分場の検討問題とあわせて、八街市のごみ問題をさまざまな角度から包括的に考えていかなければいけないというふうに思っております。そうしないと、今後、ごみ行政が太刀打ちできないというような状況になるかというふうに理解をしておりますけれども、このごみの有料化に向けてのお考え、この一端を聞かせていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

ごみの有料化ということで、石井議員からお話ございましたけれども、ごみの有料化につきましては、近隣市町村で有料化している市町村もございます。そうした状況も十分情報として入れながら、仮に有料化にするにあたって、市民の皆様方のご意見、あるいは有識者の皆様のご意見、あるいはいろんな形でのお考えを拝聴しながら、八街市のごみの有料化については、慎重にかつ市民の皆様方のご意見をしっかりといただくという中で、その工程につきましても慎重に進めてまいりたいというふうに考えています。

○石井孝昭君

やはり、他市町村のさまざまな問題を見ますと、市長、やはりごみ問題は住民の理解、市民の理解をいただいた上、成り立っていくものというふうに思っておりますので、慎重かつ大胆な行動に1つずつ移っていただきたいというふうに思う次第でございます。

続きまして、質問事項2、不法ヤードについてのご質問をさせていただきます。

千葉県は、全国初となる「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」、いわゆる「ヤード条例」が4月1日から施行されます。千葉県内には、全国の24パーセントにあたる約510のヤードがあり、その510あるヤードのうちの約7割が印旛地域に集積しております。ヤード内では自動車の解体やその部品などが保管されております。しかし、中にはエンジンオイルが流出して周囲に悪影響を与えたり、盗難自動車の部品の保管場所として悪影響を与えております。そのエンジンオイルが流出したり盗難自動車の部品の保管場所として使用されているこのヤード、いわゆる不法ヤードが社会問題となってきております。

そこでお伺いいたします。千葉県ヤード設置適正化条例制定後の本市のヤードの現状把握について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご存じと思いますが、ヤードとは、事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設を指すものでございます。千葉県警察の調べによりますと、県内の自動車関係のヤードは平成25年末と平成26年末を比較しますと、37カ所の増で510カ所、印旛管内が一番多く、26カ所の増で354カ所で、県内の69パーセントを占めております。八街市内では5カ所増で21カ所あると聞いております。

今後、ヤード施設につきましては、県と連携をとりながら、把握に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

続いて、不法ヤードの対策と立入検査についてご質問をいたします。

千葉県のこの条例は、県民の生活環境の保全上の支障の防止や、県民の平穏な生活の確保ということを目的として制定をされました。条例違反者に対しては、勧告・措置命令を出すことができます。また、必要に応じて、勧告、徴収、立入検査を行うことができるとしております。千葉県警への援助要請を可能にしております。八街市として、不法ヤードの対策と立入検査についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤードの対策といたしましては、本市に申請される農地転用及び土地計画法等の許可が必要な場合につきましては、土地利用等の概要は把握できます。

なお、市としましては、平成27年4月1日から施行される千葉県特定自動車部品のヤー

ド内保管等の適正化に関する条例を勘案し、県及び警察と対策を進めてまいりたいと考えております。また、県で自動車関係のヤードの施設の立入検査を実施すると聞いております。

なお、立入検査については、県で実施いたしますが、必要があると認めるときは、警察に対し援助を求め、合同で立入検査を実施すると聞いております。

○石井孝昭君

今、市長の答弁で、農地転用等のお話がありましたけれども、農地を転用していくというときには、農業委員会の許可が必要になるわけですが、去年は滝台地先でそのような問題があって、その話が流れましたけれども、ヤード専門の不動産業者といいますか、このヤードを専門に扱っている、なかなか普通の不動産業者ではちょっと難しいようで、その専門の業者さんがあるというふうに伺っております。また、そこが取り扱うのはほとんど7割が外国人ということですので、そのような話がきた場合には、農業委員会としても適切な対応をお願いしたいというふうに思う次第でございます。

そこで、今、立入検査という言葉が出ましたけれども、産業廃棄物の不法投棄においては、平成23年度より不法投棄監視員制度によって協定を締結した市の職員に対して、県の職員と同等の立入検査権が行使することができる状況になりました。不法投棄監視員、これは産業廃棄物の現場の調査、今までは県の職員しか立ち入りできなかった、警察しか入れなかったのが、市の職員がその制度を利用して、同じ職権を持って立入検査ができるという制度なんですけれども、今現在、立入検査権を付与されている県併任職員は何人ぐらいおりますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

このヤードは立ち入りはできませんが、その不法投棄監視の中での立入検査権を持つ市職員は5名おります。

○石井孝昭君

今まで行使された例はありますでしょうか。立ち入って、指導、勧告された例はありますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

監視業務もあわせて実施しておりますので、それに対して、ちょっと、ことはないです。

○石井孝昭君

住野地先で、数年前ですけれども、もう3年前ぐらい前ですか、一度お聞きはしております。その立入検査権というのは強烈な、本来であれば、権利なんですけれども、この不法ヤードへの立入検査とは意味合いが違うというふうに、県の方から伺ってはいるのですけれども、今後、その不法投棄監視員制度とあわせて市の職員に立入検査権を付与されたり、警察から許可が出れば、もしくは県の環境課の産業廃棄物指導課の職員とともに、現地へ赴いてくださいということの要請があれば、その立入検査をします。市町村の職員もそのような形で入っていくというふうに変っていくだろうというふうに伺っておりますので、今後、県の動向とあわせて、対応をしていただきたいというふうに思う次第でございます。

続きまして、住みやすい街づくりについてご質問させていただきたいと思います。

本市の有害鳥獣の現状と対策についてでございます。

野生動物は年々増加してきており、農業被害においても年々増加の一途をたどっております。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法により、全ての野生鳥獣の捕獲は禁止されております。

しかし、例外を除いては捕獲することができるとしております。狩猟制度に基づき狩猟鳥獣を捕獲する場合、また、鳥獣による生活環境・農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的の場合、これが有害鳥獣の捕獲になります。学術研究の目的などの場合で法による許可を受けた場合もそうであります。イノシシ等野生鳥獣による農作物の被害が拡大していることから、地域・市町村・県が一体となって、防護・捕獲・生育環境の整備及び資源の活用の野生鳥獣対策を総合的に推進するために、県・市町村・関係団体で構成する千葉県野生鳥獣対策本部が平成19年1月に設置をされております。

そこで、本市の有害鳥獣被害の現状と対策について伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、カラス、タヌキ、ハクビシンなどが主に農作物に被害を及ぼす有害鳥獣でございまして、農作物被害状況調査では、平成23年度で170万円、平成24年度で280万円、平成25年度で65万円の被害額となっております。

タヌキやハクビシンなどの対策としましては、被害の遭った箇所に捕獲用のオリを設置して、今年度におきましては、合計で17頭の捕獲をしております。カラス対策としましては、毎年、佐倉猟友会八街支部及び川上支部のご協力をいただきまして、カラスの駆除を実施しており、本年度も5月から7月にかけて6回実施し、93羽のカラスを駆除したところでございます。また、希望者には、釣り糸や爆竹の配布も行い、被害の低減に努めているところでございます。

なお、本市で確認はされておりますが、本市周辺ではイノシシによる農作物被害が近年確認されており、市内への侵入が憂慮されるところでございます。

今後におきましても、関係団体等のご協力をいただきながら、駆除対策等の情報収集に努め、より効果的な駆除を実施してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

平成27年度では、予算書170ページに有害鳥獣駆除対策費として39万1千円計上されております。環境省・農林水産省・国土交通省は、2020年までに外来種対策の中長期的な戦略として、外来種被害防止行動計画を3月中に取りまとめた報道がありました。この計画では、外来種対策の基本的な考え方や、民間を含めた各主体の行動指針、国の行動計画などを示し、生態系や農林水産業などに被害を及ぼす外来種は、侵略的外来種と定義をすると。農業被害で優先的に防除を進めるべき種類、これは国内で有害鳥獣百選、国外でも有害鳥獣百選ということで指定をされているのですけれども、その指定されている中には、

アライグマ、イノブタ、ヤギ、カミツキガメなどがそれにあたります。

昨年、カミツキガメが榎戸とか住野あたりに見られたというふうにお聞きしておりますけれども、恐らく、印旛沼から鹿島川を上って、大きなカミツキガメが、一匹は川の方に、一匹はビニールハウスの中にいたということで、こんな大きいので人みたいですけど、いたということで非常に驚いたということでもあります。また、去年はシカかと思ったらキョンですか、キョンはシカ科の中みたいですが、これが1頭発見されたようでございます。

近年、今までにない外来種がこの八街市にも来ていると。今までの予算は39万円で済んだのかもしれませんが、これから、鎌ヶ谷市では3千800万円、東金市では1千100万円の予算を平成27年度は組んでいます。山武市でも結構な予算を計上しております。これらの生態系が変わっていく中で、八街市においてもその生育状況が変わっていくのではないかとこのように思いますけれども、その点はどのように見えていますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在、八街市では、カラス、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、そちらの方の対応として猟友会の方々にご協力をいただいているわけですが、それらとあわせ今現在、議員がおっしゃいましたイノシシあるいはキョン。イノシシにつきましては、本市にはまだ発生していませんが、隣市において見られたというような情報もございます。また、キョンについては、八街市に迷い込んだ交通事故に遭って拡大というものがあったのですが、そちらの方が発生したということは聞いております。それも駆除できたわけですが、

いずれにしても、そのような外来種が増大する場合は、それらの対策としていろいろ検討していかなければいけないかと思っておりますので、そういう状況によって進めたいというふうには考えています。

○石井孝昭君

千葉県下では、平成25年度が約3億4千500万円の被害、平成21年から大体3億5千万円、3億8千万円前後の、これは農産物だけでも被害があるというふうにデータがあります。

千葉県の方でも、千葉県鳥獣被害防止推進対策協議会というのを立ち上げておりまして、千葉県の生活安全有害鳥獣担当部長という方が会長で、環境生活の自然保護課長、農林水産部農地農村振興課長さんが副会長ということで、その後に、千葉県農業協同組合中央会の農業振興部長さん、そして、農業協同組合の共済の部長さんが役員になっております。千葉県の方もこの協議会を立ち上げているということでありますけれども、なぜ協議会を立ち上げているかというと、国からの指導がありまして、平成24年3月31日に公布されておりますけれども、鳥獣被害防止特別措置法の一部を改正する法律で、地方公共団体の役割として、市町村の被害防止計画の策定を定めております。

これは、対象鳥獣による住民の生命、身体及び財産に係る被害が生じ、また生じるおそれのある場合、対処に関する条項が追加をされたということでもあります。その市町村において、県は指導していくと、そして必要な予算を国・県は拠出していくということでもありますけれども、

ども、この協議会を市町村において組織することができるというふうにありますけれども、八街市では協議会は立ち上がっていますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

八街でも立ち上がっている箇所でございますが、現在、計画の案としての内容になっております。これは、どうしてもシカなどで農作物が大々的に被害を受けている地域、南房総地域だというふうには理解しますが、八街市の農産物は、先ほど被害額的なものはありましたが、現状的にはまだカラスあるいはタヌキ等の被害で、大々的にシカやそれらの発生は見られておりません。ですので、それらを見ながら計画について定めていきたいというふうには考えております。

○石井孝昭君

その被害計画、協議会を立ち上げてくることによって、財政上の措置を講ずることになっておりますので、ご検討の方をお願いしたいと思います。

先ほど県の役員の中で、J Aの話が出ましたけれども、J A千葉みらいがイノシシによる農産物被害対策講習会を先般開いたと、今日の新聞に載っております。イノシシは臆病で、学習する習性から、防護柵やトタン・ひもではなく、安価な電気柵が得策だというふうに、この講習会で話が出ております。やはり農業だけではなくてJ A等も協議、そのような協議会を立ち上げる中で加わっていただければ、その辺の枠が広がるかなと。

また、今回2月3日から回っている住民回覧板の中で、有害鳥獣の捕獲の実施というこの回覧板、恐らく担当課はよくご存じだと思いますけれども、このカラスやタヌキ、ハクビシン等々の捕獲の実施と、これは恐らく猟友会に頼んでいると、佐倉猟友会八街支部ですか、これで捕獲従事者が13名ということで載っておりますけれども、この八街支部の猟友会との連携も大事になってくると思いますので、これからも努めていただきたいというふうに思います。

先般、報道で、国会議員の自民党の有志が、鳥獣食肉利活用推進議員連盟、ぞくに、「ジビエ議連」を立ち上げました。このジビエ料理というのはイノシシとかの料理なんですけれども、会長には石破茂地方創生担当大臣が就任されましたと。捕獲した野生鳥獣の多くが処分されている実態を踏まえ、食肉として利用価値を見出すことで、狩猟者の意欲喚起や地域活性化につなげようと設立をされました。農林水産省は食肉処理場の整備が大事であると、厚生省は衛生管理のガイドラインを紹介しましょうと、出口対策がとても大事だと。捕獲、解体、加工、販売までの総合的な議論が大事だという意見が集約されております。

千葉県にも、そのジビエ料理という食肉加工、イノシシを解体するところがたしか1カ所あったと思いますけれども、そのような話が進んできておる中で、総合的に有害鳥獣に取りかかっていただきたいというふうに申し上げます。

続きまして、質問要旨（2）スズメバチ等の被害の現状と対策についてご質問いたします。

昨年は、スズメバチ等が異常発生したとお聞きしております。全国的に見てもスズメバチ等による被害が拡大しております。昨年9月には成田市において、草刈り除草中に男性がス

ズメバチに刺されて亡くなりました。本市を見ても例外ではなく、毎年数件いや数十件の被害が推測されます。スズメバチ等による被害の現状と対策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

スズメバチ等の害虫駆除については、市民の皆様方からの問い合わせ時に、土地や建物の所有者から、県内の専門的な知識や技術のある駆除業者が登録している千葉県害虫防除協同組合に相談していただくようお願いしております。また、市内のスズメバチ等による被害については把握はしておりませんが、今後は、できるだけ現状把握に努めるとともに、発生した場合は早急な対応が必要となりますので、発生場所の調査や土地・建物の所有者との協議の上、早急な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、危険性が高く土地・建物の所有者が不明の場合に、早急な対応ができるように新年度の予算に計上したところでございます。

○石井孝昭君

北村市長、答弁いただきましてありがとうございました。

この被害状況の把握はまだされていないということですが、私は担当課に申し上げたいと思いますけれども、担当課といっても、担当課はどちらになりますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

担当課といたしましては環境課になるわけですが、公共施設も関係しますので、総合的には環境課が担当です。

○石井孝昭君

お恥ずかしい話ですが、私も昨年6カ所スズメバチに刺されまして、救急車で運ばれて、点滴を打ってまいりました。非常に怖いというふうに刺された後に聞きました。本当に被害状況の把握はされるべきだと思います。それを追わないと、今後その予算計上を今年はされておりますけれども、それが無になるというふうに思います。

松戸市ではすぐやる課というのがありますけれども、浦安市では環境レンジャー課ですか、ここが担当していると。スズメバチの特殊な状況を除き市内全域を対象に駆除をしているというふうに伺っています。成田市ではスズメバチのみ駆除費用の2分の1、最高5万円を限度額として補助をしている。市原市、八千代市では防護服の無料貸し出しを実施しています。

現在、市役所に1つある、これはオオスズメバチ対応だと思うんですが、ハチ対応の防護服が一着ありますけれども、どのように利用されているのか、実績を伺いたしたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在一着ございますが、オオスズメバチ、スズメバチ対応ではなく、キイロスズメバチ程度の対応の防護服になっておりますので、職員も素人でございますので、取り扱い的には難しい状況でございます。先ほど市長答弁にもございましたとおり、防除組合等に相談をしていただき、本年度予算化した内容についても、そちらの防除組合の方に対応をお願いする考

えではおります。

○石井孝昭君

オオスズメバチ対応の防護服は15、6万円、17、8万円、するようでございますけれども、今回の予算そうではないということですけれども、その防護服を、これは検討してもいいのではないかというふうに思っています。これはあくまでも市と市民の、市民の皆さんもお金が3万円から5万円、7、8万円駆除にかかるというふうに伺っておりますけれども、防除組合に紹介しても、そのお金は誰が出すのですかというのと、やはり市民、住民の皆さんですので、そのお金を払うことができないよという方々に、市として貸出制度を検討してもいいのではないかというふうに思います。

それは、あくまでも住民の責任においてしっかりやってくださいと、マニュアルをしっかりとつくってやるべきだと思うんですけれども、部長、その辺、貸出制度はいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

貸し出しについてですけれども、市の職員についても危険性が伴うということで、市民の方に貸し出して、相当危険性があります。やはり専門業者をお願いすることが一番安全ではないかというふうには考えておりますので、貸し出しについては今現在のところ、申し訳ないですけど、考えていないところでございます。

○石井孝昭君

そこで、基本的に民有地にある巣の駆除は、その土地の所有者にやっていただくことが原則ですけれども、昨年このようなことが起こりました。上砂地先で、9月ですけれども、赤道に沿った樹木の株もとにオオスズメバチの巣が作られ、その対応にいささか問題があったということでございます。近隣の住民が市役所に通報したところ、担当、それから道路河川課は、境界査定が未実施の赤道であることに加え、客観的に見ても赤道部分の巣の出入り口があるにもかかわらず、民地の所有者と推測される方に駆除のお願いに行ったと。しかし、その方は自己の所有であるか否か、山道ですから、自分の山はこっちかなこっちかなと把握しておらず、防護服もなく業者に依頼する費用も要することから、市役所が土地の所有者として責任追求をするのであれば、境界査定を市に行ってもらい、所有権を明確にしてもらいたいという主張をされたということです。駆除作業が行き詰まったため、通報者自ら重機を使って土砂をかぶせて応急処置をすることになった。このような対応に対して、通報者及び所有者として依頼された方は、市役所の対応の無責任さにがっかり、非常に落胆をされたとお聞きしています。

この一例を見ますと、公共財産、私有財産、それぞれ管理責任を有している所有者に駆除を委ねることは理解できます。しかし、行政側において所有者個人の特定ができないとき、また児童生徒の通う通学路などの公共道路に、緊急性を要するときは、現地を確認して、率先して対応を図るべきというふうに思います。公共性の立場から、また市民サービスという観点から、そのような対応をするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

昨年、スズメバチに関する通報が道路河川課の方に数件あったと記憶しております。その中で、なかなかこういったケースがなかったものですから、対応にいろいろと苦慮したと、四苦八苦したという点もありますし、いろいろご迷惑をおかけしたという点もあると思います。

現在では、当然個人所有の土地ということがはっきりしている場合には、その土地の所有者に依頼するわけですが、境界がはっきりしない、それが明白でないとか、またその所有者が不明であるという場合につきましては、市の職員が行って対応している状況でございます。

また、今は道路河川課の方に通報があった場合でも、関係する課と連携をとって、直ちに現場確認を行って、それから通行する人に危険が生じるような場合には、警察に通報して一定期間通行止め措置をとる。また地域の学校等にも連絡して迂回の対策をとっていただく、というような対応をとっております。

○石井孝昭君

市民の皆様からは、行政への信頼ということ言えば、市の職員個人の資質というより、市役所内の駆除対策に係るマニュアルの共有化、そして駆除に係る市民への情報の周知徹底が求められると思います。そのマニュアル化をして周知徹底をさらに図るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在、マニュアル的なものはございませんが、新年度におけるの予算の中での取り組みもありますので、それらとあわせ、マニュアル的なものを研究してまいりたいというふうには考えております。

○石井孝昭君

次年度の予算付とあわせて、その方向性、マニュアル作りを進めていただきたいというふうに思います。

質問事項3、農業問題についてご質問させていただきます。

首都圏の台所といわれる千葉県に位置するこの八街市の農産物は、県内有数であるというふうに認識しております。農業生産者によっては、販売の仕方がまちまちであるのが現状であるというふうに思います。農協の組合員さん、准組合員さんにおいては、JAを通じての販売が基本にはあるというふうに思いますけれども、優位販売に向けての努力をそれぞれの農業生産者がされていると思います。

そこで、八街産農産物の出荷時のPRについてご質問をさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農産物出荷箱に千葉みらい農協グリーンやちまた園芸部の支部出荷分を、独自で八街市のキャラクターであるピーちゃん・ナツちゃんを使用して、八街市のPRをしていただいていると伺っております。これをさらに千葉みらい農協グリーンやちまた出荷分全てにおいて、ピーちゃん・ナツちゃんを使用することにより八街市のPR、また、ピーちゃん・ナツちゃん

んの認知度の向上につながる1つの方法であると考えられます。

しかしながら、近年、農協におきまして、出荷時の農家負担を軽減するため、出荷箱を安価なものに変えるなどの経費削減に努めていると伺っており、また、市場関係者におきましては、八街市単独ではなく「オール千葉」という統一した中で、販売を行いたいという意向を持っているということでございますので、難しい面もございますが、今後、農協や市場関係者などと協議をしながら、検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

以前、質問の中に、ピーちゃん・ナッチちゃんを使ったニンジンの袋とかいろんなお話がありましたけれども、オール千葉ということの位置付けもいいのですけれども、やはり八街産農産物がさらにネーミングとして入れていただくような行動、活動をしていただきたいというふうに思います。

続いて、「やちまたにんじん」のブランド化、地域団体商標登録についての取り組みについてご質問させていただきます。

地域団体商標登録は、農産物や工芸品など地域の特産物をブランド化する制度として、特許庁が認定をされております。北村市長は、初当選以来、農業振興の位置付けとして、「やちまたにんじん」をブランド化にと伝えられてきております。やはり知名度を上げていくというのがブランド化であれば、農業起こし、また地域起こしを兼ねていける「やちまたにんじん」の地域団体商標登録に向けての努力をしていくべきと存じますけれども、北村市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域団体商標制度は、平成18年に導入された制度でございまして、商品等の付加価値の向上を通じて、地域産業の競争力が強化され、地域経済の活性化につながるものであって、本市につきましては、平成19年に「八街産落花生」が商標登録されたところでございます。

ご質問の「やちまたにんじん」を地域団体商標登録するには、出願人が法人格を有し、事業協同組合等の特別の法律により設立された組合でなくてはならないという規定がありますので、規定により、千葉みらい農協のみが出願人となり得ますので、千葉みらい農協の意向等を確認した上でしっかり協議してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

先般、船橋市のナシというものが地域団体商標登録の認定を受けられました。これはJ Aいちかわ管内、船橋と市川はJ Aいちかわという名前ですから船橋のナシもJ Aいちかわなんですけれども、J Aいちかわ管内の皆さんの協力、また船橋市果樹園芸組合が中心となって今回の成果に至ったとお聞きしております。

今、市長の答弁では、千葉みらい農協、これはいんば八街、今は地域本部制ですけども千葉みらい農協が主体となっていくべきだという答弁でしたけれども、船橋では、「船橋にんじん」に続いて2件目の認定であると。船橋は「船橋にんじん」も地域団体認定商標を受

けています。ちなみにナシでいえば、「市川のなし」、「白井のなし」に次いで船橋の今回はナシが3件目。品目において、1県1認定ではないということでもあります。

八街市としては、昨年からグリーンやちまたで、「秋冬にんじん」に加え「春にんじん」の受け入れを開始し、「春にんじん」の生産も徐々に増えてきております。生産地指定も受けて、低価のときにも価格保証が対応できる状況になりました。本市として、JA千葉みらいと一体となり、このブランド化へ地域団体商標登録へ向けての努力をしていくべきだと思います。このブランド化に向けて、努力の思いを述べていただきたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

ニンジンのブランド化というご質問でございますが、市長の答弁にもございましたとおり、八街の農産物のPRに力を入れ、要は八街産の農産物であるニンジンというイメージを高めていかなければならないのこともございますが、グリーンやちまたの選果場立ち上げの際に、農協、市場あるいは市が加わっての戦略会議が実施されております。その中で、「春にんじん」対策、規模拡大的なもの、あるいは販売戦略、そちらの方も交えて会議の中で盛り込んでおりますので、それらの中で、ブランド化に向けるにはやはり消費拡大、八街のニンジンを大きく消費をしていただく施策、これが重要かと思っておりますので、引き続きPRに努めてまいりたいというふうには考えています。

○石井孝昭君

ただいま、この品目が地域団体商標登録をされると、高値販売が期待できるというふうにお聞きしております。この船橋のナシでは、お盆時期に10キロ5千円だったものが、約6千円になると。農政課として、地域団体商標登録を認定されて、例えば「船橋にんじん」が登録をされて、農家の皆さんがどれだけの所得が変わったのかという調査をする必要があるのではないかというふうに思います。

例えばブランドといっても、ブランドバッグと普通のバッグはどう違うかというのと、ブランドバッグはもちろん高いのですけれども、認知度が高いとか物がもちろんいいのですけれども、イメージアップです。ブランドが高い、認知度が高いということでありますので、ニンジンも「船橋にんじん」がなぜ地域団体商標登録をされたかというのをちょっと勉強していただいて、農家の皆さんがどれだけ所得が変わったかというのを、研究をしていただきたいと思いますようお願いをする次第でございます。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 3時03分）

（再開 午後 3時13分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石井孝昭君

時間もない中、多少時間をいただいて質問を続けさせていただきたいと思います。

質問事項４、河川整備についてご質問いたします。

砂地区の流末排水路の整備について、八街市総合計画２００５（２００５～２０２５年）第二次基本計画（２０１０～２０１４年）において、第３章分野別計画、四の街、第二節生活環境の整備、（４）河川・水路の整備の主な計画事業の中に、砂地区の流末排水路の整備が明記されておりますが、どのように考えておられますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

砂地区から上砂地区までの排水路は、南部地区における重要な排水ルートと認識しており、平成８年度から平成２４年度まで水路改修工事を行ってまいりました。現在、財源の確保が難しいことから事業を休止している状況ではございますが、今年度、一部破損箇所の水路補修工事を実施し、維持管理に努めております。

なお、南部地区の流末排水路整備につきましては、今後の財政状況等を勘案した中で、効果的な整備ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

次期、第３次５カ年基本計画には、どのような位置付けになるか、ご質問させていただきます。

○建設部長（武井義行君）

現在、次期基本計画の見直し作業を行っているところでございますけれども、担当といたしましては、砂地区の流末排水路の整備につきましては、第２次基本計画と同様に主な計画事業の中に引き続き位置付けていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

鹿島川上流地区圃場整備事業（水田区画整理）によって整備された河川のこの上流側について、平成２年時より、砂区、上砂区の双方と八街市役所で協議をして進めておる事業でございます。この両区の陳情によって市道２１７号線までこの整備が進む計画として、毎年準備をしておりましたけれども、平成２４年度まで工事が実施されてきていました。その後は進んでいない現状にありますけれども、その理由と今後の実施方針はいかがでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

八街市内にあります水路は、河川法の適用を受けない、いわゆる水路と言われるものでございまして、これらの改修を行うにあたりましては、国庫補助等の適用を受けることができないということで、この砂地区の水路につきましても、単独の事業としてこれまでも整備をしてまいりました。昨今のこの財政状況悪化等から、なかなか予算の確保ができないということ、平成２４年度以降、事業が今休止しているような状況にございます。

ただ、今後につきましては、水路整備は大切な事業でございますので、国庫補助の採択を受けられるように、市独自の事業計画というものを独自に策定しまして、国の方に要請して採択を受けて、国庫補助事業として実施できるように努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

今、部長から答弁していただきましたけれども、その国庫補助事業に格上げしていただくのは、とても大事だなというふうに思っております。

この上砂地区においては、水田農家による河川等の機能維持の管理が見込めないということから、平成13年から区民全員による景観の保全、多面的機能の維持ということで、減災を目的とした河川の草刈りを実施しております。

道路法や河川法の適用を受けていない、またその準用を受けていない公共物がある里道や水路のうち、その機能を有しているものは法定外公共物として、通常は市町村が管理しております。機能管理や財産管理がこれにあたるわけですが、八街市においては、河川や水路がこれに、今部長のとおりあたります。

市町村等は、道路や各種公共施設等、自ら所有・管理する公共用地について適正に管理する必要がありますが、隣地の所有者等から求められれば境界の確認事務作業も行わなければなりません。しかし、護岸工事等の整備や境界確定測量がなされていない河川の地域では、河川の氾濫など甚大な水害が生じると境界が不明確となるため、管理すべき範囲を正確に把握できなくなるということが考えられます。

法定外公共物、特に用排水路として機能を有しながら護岸工事等未整備な河川の財産管理及び機能管理の現状の把握と今後の方針についてお伺いいたします。

○建設部長（武井義行君）

今お話がありました法定外公共物、これは一般に里道、これは赤道などもそうなんですが、とか水路、農業用水路、こういったものがあたるわけなんですけれども、これはももとは国有財産ということであったわけなんです、その後、地方自治体の方に移譲されて、現在市の方で管理を行っている状況にあります。

この砂地区の南部地区にあたる用排水路の延長は全体で9.5キロほどあるのですが、そのうち土地改良で整備されたのが約3キロ、それから市で整備を行ったのが1.7キロ、それから未整備のところは約4.8キロまだございます。この中には、既にD型サイトというもので整備したところもあるのですが、ほとんどのところが土水路的な形になっております。

今後の整備につきましては、先ほど申し上げましたように、国の方の補助金等を活用できるように働きかけて、計画的な整備を進めたいと考えております。

○石井孝昭君

最後の質問をさせていただきます。農地利用についてご質問いたします。

本市の農地転用の現状と今後の許可権限についてでございます。今後、地方分権改革の中で、一丁目一番地になろう改革は農地転用問題であろうというふうに思います。今年1月末の閣議決定では、大規模農地の転用許可権限の見直しがなされました。優良農地の維持は、国民への食糧供給に関する大事な問題であります。優良農地の維持と農地転用問題は「両刃の剣」であるというふうに思います。

そこで、本市の農地転用の現状と今後の許可権限についてお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

それでは、答弁いたします。

平成26年度の農地転用の申請件数につきましては、本年1月までに、所有者自らが農地以外のものにする農地法第4条申請が23件、権利の設定や移転が伴う農地法第5条申請が114件で、合計137件であります。

転用の目的の主なものについては、住宅や店舗用地が43件、太陽光発電施設用地が55件であります。

次に、今後の許可権限についてであります。本年1月30日に政府が閣議決定した方針は、農地転用に係る許可権限において、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のものについて、大臣の事前協議を要していたものを廃止し、都道府県に権限を移譲し、また、4ヘクタールを超える許可については、大臣の事前協議はあるものの都道府県に権限移譲し、そして一定の要件を満たす市町村を大臣が指定し、都道府県と同じ権限を与えることとあります。

今後、国会において審議される事項でありますので、動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

第5条申請の中で、八街市の中で、今後、今局長がお話をされました見直しがされる4ヘクタール以上は千葉県が許可、農林水産大臣との協議は必要になりますけれども。それと2ヘクタール以上から4ヘクタールまでは今後千葉県が許可と、農林水産大臣の許可は要らないということになります。

今、農業会議に上がっているこの案件はございますでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

現在のところ、2ヘクタール以上の案件について、農業会議の方に上がっている案件も現在ございません。また、今後、この直近の中ではそういったものが上がる計画があるという相談も、現在はございません。

○石井孝昭君

全国知事会を含めて地方六団体は、許可権限の市町村への移譲と農林水産大臣の協議の廃止を強く求めてきました。八街市として、市長会を通じてどのような要望をしてきたのか、お知らせいただきたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。市長会等の要望ということでございますので、私の方からご答弁させていただきます。

市長会を通じてということで、八街市からの直接的な要望はないというふうに理解しております。

しかしながら、全国市長会といたしまして、11月13日に理事・評議員会の合同会議で、農地制度のあり方に関する決議というものが出まして、同日付で、阿部農林水産副大臣に面会をいたしまして、その決議についての実現の要請をしているということでございます。

その内容といたしましては、ちょっと読み上げさせていただきますが、「真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じた総合的な街づくりを実現するため、個々の農地転用許可等については、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可、協議を廃止し、市町村に移譲すること」というような決議をもって、全国市長会から要請されたということでございます。

○石井孝昭君

今回、それが見受けられたということのようですけれども、その上の規模に関しては権限移譲がされたということでもあります。

北村市長にお伺いさせていただきますけれども、今議会では、柔軟に今後対応していくような考えをお持ちであるというお話をいただいておりますけれども、国では、2ヘクタール以下の案件を地方分権の加速化によって、今部長の答弁によって、市町村に権限移譲してくるものと思います。これはゆくゆくだと、段階的だと思いますけれども、そうなった場合に、本市のメリット、デメリットがあると思います。

農林水産省は、農地の総量確保に関し、国と都道府県の農用地区域内農地の目標面積の設定基準を設ける際、市町村からも意見を聞く仕組みを導入するというふうに聞いております。北村市長、この農地の確保と農協の問題というのは本当に難しい問題ではありますけれども、昨今、さまざまな角度から、さまざまな方からの相談があるやに伺っております。八街市としても農業の振興と農地転用の問題、これからどのように進めていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

ただいまの件につきましては、先ほど総務部長から、担当の方からお話ございましたけれども、全国市長会の決議は、千葉県市長会の決議であると思っておりますのでございます。

そうした中におきまして、この2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のものにつきましては、大臣事前協議を要したものを廃止し、都道府県に権限を移譲し、また400ヘクタールを超える許可については、大臣の事前協議はあるものの、都道府県に権限を移譲し、そして一定要件を満たす市町村を大臣が指定し、都道府県と同じ権限を与えるということでもありますけれども、今、国会におきましても審議される事項であります。今後、国会のその動向を注視しながら、八街市としても適切に対応してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

次に誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

一般質問に入る前に、一言述べさせていただきます。2月12日午後の衆議院本会議にお

きまして、安倍晋三相の施政方針演説がございました。その中で、農業問題に触れられ、経済再生の目玉として、「農家の所得を増やすための改革を進める」と指摘され、60年ぶりの農業改革を断行すると、全国農業協同組合中央会（JA全中）を一般社団法人化する方針を示し、JA全中の監査、指導権をなくし、地域農業主導による農産品のブランド化や海外展開を促しました。

我が街、八街市は、基幹産業が農業と位置付けております。安倍首相のお言葉は、八街市の農業にとって大変ありがたく、心強いものでした。現在、ブランド化されているものは落花生だけです。他の農産物においてもブランド化に向けて、多くの方々のお知恵を拝借し、具現化に向け前進していただきたく、希望をするところでございます。八街市の農業のさらなる発展をご期待申し上げ、私の質問に入らせていただきます。

質問事項1、道路問題について。

要旨（1）県道22号線での道路状態について質問させていただきます。

夕日丘区松林とスポーツプラザの間ですが、自転車で行こうとすると、走行が困難な箇所が何カ所かあります。自転車は基本的に路側帯のある車道を走行することになっておりますが、路側帯が極端に狭い所、生垣が路側帯を覆っているところ等があり、車道の走行を余儀なくされております。道路も片側一車線しかありませんので、朝夕の交通量の多い時間帯においては、大変危険を感じながらの自転車走行となります。最近県道22号線での車の通行量が増加しているように感じられます。自転車での安全・安心な走行ができるよう、路側帯の確保をした道路整備はできるものか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県道22号線は主要地方道千葉・八街・横芝線として、千葉市から八街市を通過し、横芝光町あるいは成田空港方面を結ぶ重要路線と認識しております。ご指摘のとおり、この路線の一部箇所につきまして、樹木、雑草等により路側帯がなく、自転車運行の際には危険な状況も見受けられますので、この路線を管理する県印旛土木事務所に対し、道路整備や維持管理について要望してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

見通しの悪い大きくカーブしているところがあります。そして、なだらかな長い坂道もあります。過去には大カーブにおいて死亡事故も発生したり、また、自転車と車の追突事故も発生しております。住民より一刻も早い改善が求められておりますが、具体的な整備計画があるのか、お聞かせください。

○建設部長（武井義行君）

ご質問いただきました箇所につきましては、県の土木事務所の方で、平成18年度から実は整備を行っております。これは、クリーンセンターに入りますローソンのある丁字路から八街側に1.2キロの区間について、自転車・歩行者道という形で整備をするということでございます。

来年度につきましては、坂江というバス停があるのですが、その付近約30メートルの整備を今予定しております。ただ、何分にも歩道整備等にあたりましては、どうしても用地の獲得ということがまず第一になりまして、残る部分につきましては、大変その交渉に難航しているというふうに聞いております。当初の計画では、平成29年度までにある程度めどを付けようという形でお話があったのですが、その辺の用地交渉次第によりましては、なかなかそういう予定どおりに進まないというような状況にあります。

○木村利晴君

自転車もそうなんですが、歩く人も大変困っております。本当に整備を早目にやっていただきたいというふうに、県の方に要望していただきたいというふうに思っています。

次に、歩道について質問させていただきます。

路側帯はもちろんなんですが、歩道に関しても、道路の両側にあるところもあれば、片側のみであったり、両側ともなかったりと、大変整備がなされていない状況にあります。自転車走行におきましては、路側帯のないところでは、車道ではなく歩道を走行したいのですが、その歩道が途切れ途切れで連続しておりません。歩道もなく路側帯もないところもあります。このような状況をどのように思われているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘のとおり、この路線につきましては、歩道のない部分が点在しており、歩行部分の一部につきましても、平坦ではなく歩きづらい箇所があるほか、整備された歩道内にも畑の土砂などが堆積している箇所が見受けられます。これらの改善につきましては、道路管理者であります県印旛土木事務所と協議いたしまして、歩道整備、維持管理について要望してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

今ある歩道に関しましても、本当にでこぼこがあったり、舗装されていないところに雑草が生えてけもの道のようになったり、また、今市長もおっしゃられたように、畑からの流出土が堆積したままになっているところもあります。以前にも、畑からの流出土の問題を取り上げさせていただきましたが、なかなか改善されておりません。農家の方にもご協力を願って、畑からの流出土をできるだけ少なくしていただく、お願いしたいと思います。

やはり、この土砂が堆積しないようにする方法を、堆積した場合には速やかに撤去していただきたいのですけれども、この体制は今どのような形で県の方に言われているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○建設部長（武井義行君）

こういった土砂のたまりやすい箇所というのは、ある程度特定できると思います。市いたしましても、土木事務所の方にそういった改修についてはお願いしているところでございますけれども、実際に堆積してしまった土砂等の撤去、これにつきましては、管理者である印旛土木事務所の方にお願いしているところでございます。

市としても、市道のいろいろの巡回等を行っておりますが、そういった中で、県土木部などのそういったものを発見した際には、速やかに連絡して対応していただく等、横の連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

○木村利晴君

スポーツプラザに行く手前に、ローソンからスポーツプラザに上がる道なんですけれども、ちょっと坂道になって、あそこに慢性的に土砂がたまっているんですね。ですから、これは私は前にも一般質問でちょっとさせていただいたのですが、なかなか撤去されていないということで。それで、その堆積した土砂が、畑の土なものですから非常に微粒子なんです。歩道上に堆積した後、今度は雨が降りますと滑りやすくなります。スポーツプラザに行く小学生の女子児童がそこで滑って転んで、頭を打ってケガをした事例もあります。整備の方をよろしくお願いしたいと思います。

住民の暮らしが便利で安心・安全なものでなければなりません。歩道に関しては、片側のみでも道に沿って連続したものと大変ありがたく思います。県の方に、一日も早く開通できるようにお願いしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

質問事項２．地区防災についてお伺いするものです。

平成２６年４月１５日付の文書にて、内閣府（防災担当）付参事官（調査・企画担当）から各都道府県防災主管部長宛てに送られた事務連絡があります。その要約したものがありますので、紹介させていただきます。

事務連絡のタイトルは、「避難誘導に係る標識案内用図記号の使用について」、昨年６月、災害対策基本法が改正され、市町村長は、指定緊急避難場所及び指定避難場所（以下指定緊急避難場所等という）をあらかじめ指定する制度が創設され、指定緊急避難場所等の指定に向けた手続が行われている。この指定制度の創設とあわせて、市町村は地域住民等の円滑な避難を確保する上で、必要な事項について、地域住民に対して周知に努めることとする努力義務（法第４９条の９）が設けられている。日頃からの情報提供をされている一方で、当該地域への来訪者、滞在者、通行者など当該地域以外の者（外国人を含む）は、これらの情報に日頃から接していないことから、いざ災害が発生した場合、これらの情報を活用することは困難となる。この当該地域住民以外の者の円滑な避難の確保の観点から、街じゅうの避難誘導のための標識（以下、避難誘導標識という）を設置することは、非常に有効な手段であり、各都道府県・市町村におかれましては、必要な避難誘導標識の設置を進めていただきますよう、お願いいたします。

現在設置されている避難誘導標識のデザインについては、従前から慣習的に使用されてきた災害時の避難場所を意味するミドリ十字のマークをはじめ多種多様なデザインが使用されているが、避難誘導標識に従って、地域住民等が適切に避難できるようにするためには、全国で避難誘導標識のデザインを統一化するとともに、当該避難誘導標識のデザインがあらわす意味の周知を進めていく必要があります。

さらに、夜間等において、標識を的確に識別し、適切な避難が可能となるよう、蓄光性の標識を使用することは非常に有効な方法です。これについては、平成14年に案内用図記号がJIS化され、避難誘導標識のデザインについても、広域避難場所、避難所、津波避難場所、津波避難ビルについてもJIS化された。また、蓄光素材についても、蓄光材料の最低りん光輝度について、JISZ910で規定されている。

つきましては、各都道府県・市町村において、避難誘導標識を設置するにあたっては、JIS化された標識のデザインを使用いただくとともに、そのあらわす意味について積極的に地域住民等に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。また、蓄光素材の使用についても、JIS規格に沿った素材を使用するなど耐久性を考慮したものとするようお願いいたします。こういう内容のものです。

我が街、八街市においては、標高も平均40メートルを超え、海岸線より20キロ離れておりますので津波の心配はないと考えます。また、活断層も八街市内には通っていないとのことですので、地震にも強い街と言えらると思います。

しかし、過去においては、3.11の地震におきましては停電は起こりました。災害は突然やってきます。夜間に災害が発生、停電となり真っ暗となったとき、暗やみでの避難は大変困難です。八街市内には平常時でも街灯のない暗がりが多く見受けられます。常日頃より避難場所の確認が大切で、その経路誘導は最も重要になってまいります。八街市は現在どのような避難場所への経路の誘導を行っているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問をいただきましたとおり、照明のない暗い場所では、夜間の避難誘導のために蓄光塗料のような発光する素材を使った誘導標識を設置することは、非常に有効な方法であると認識しております。

しかしながら、誘導標識の設置にあたっては、設置場所を検討するとともに、設置費や維持費などを考慮する必要がございます。すぐには整備することは大変難しいと考えております。本市といたしましては、まず夜間の停電に備えまして、避難をするために準備する非常持出品には、自助というご努力を願うことから、懐中電灯が必要であることを市民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

災害から命を守る、このことが最優先されなければなりません。危険な場所を特定し、公園・病院・学校・避難施設・道路・電柱・車止め・階段などに蓄光照明を施すことはかなり有効な手段だと考えます。夜間災害に強い街づくりにあたり、子どもから高齢者まで安全により速く避難誘導すること、させることが要求されます。

八街は災害に強い街と同時に、災害対策・防災対策が進んでいる街として、全国に先駆けて蓄光性のある塗料を使用した塗膜照明で避難誘導していただけますと、安心、安全、大丈夫な街づくりができると思いますが、導入に関してのご見解をお願いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。先ほど市長の答弁にもございましたが、私ども担当部署としまして、当然、暗い中での避難をするのは、危険性のある避難ということになるわけでございますが、これにつきましては、その蓄光塗料等の光るもの、こういうもので誘導していただければ、もちろん皆さん安全に避難をしていただけるということは、十分認識しておるところでございます。

これにつきましては、今市長の答弁にもありましたが、財政的なところも鑑みまして、すぐに設置場所の確認をしたり、こういった場所が有効にその避難誘導ができるのかとか、というところの調査も必要かと思えます。こういった面も全て認識した上で、今後検討していかなければいけないというふうに思っております。

そういった面で、まず第一としましては、これから自主防災組織等の促進等を市民の皆様方をお願いをしていく中で、市長も先ほど申し上げましたけれども、まず自助の観点から避難をする場合には、それぞれが懐中電灯を持って、自分の進む道を照らせるような状況をまずつくった上で、なおかつ避難をする場合には地域で、皆様方が一緒になって避難をしていくと。それぞれが助け合うということも共助としての必要性があるというふうに考えているところでございます。

○木村利晴君

先ほど資料を配付させていただきましたが、昼間の景色と夜になったときの景色をちょっと写真を撮ったものですが、本当に暗くなったときにパッと光って、これが誘導路になりますので、こういう形で表示されると、非常にお年寄りも安心して道が通れるのではないかと、いうふうに思いますので。やはり、後追い事業ではなくて全国に先駆けて行うことが、八街市をアピールして、またPRにつながると思いますので、ご検討ください。

では、次に標識についてお伺いいたします。

2004年12月26日に発生したスマトラ島沖地震、そして2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、津波で多くの犠牲者が出ました。それらを教訓に、2013年6月に災害対策基本法が改正されました。地震による津波対策として、津波標識の設置が検討されているようです。

八街市は海からも離れ、標高も平均で40メートルありますが、誘導の標識の設置に関して、市はどのような見解をお持ちなんでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、照明のない暗い場所では、夜間の避難誘導のために蓄光塗料のような発光する素材を使った誘導標識を設置することは、非常に有効な方法であると認識しておりますが、すぐに整備をすることは難しいと考えております。

本市の取り組みの1つとして、避難所の場所を示す標識を費用をかけずに設置するため、東電タウンプランニング株式会社千葉総支社と協定を締結し、電柱に広告看板を設置する際

には、あわせて避難所の場所を標記できるようになりました。本市といたしましては、この協定を活用し、今後、避難所の場所を示す標識を増やしていきたいと考えております。

なお、この標識は蓄光塗料を使用したものではございませんので、停電時の夜間を考慮し、今後、この蓄光塗料の使用につきましてもお願いしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

避難標識に用いる図記号は、概ね J I S で定められているものを使用されていると思いますが、図記号以外の方向矢印の形状及び色、避難場所までの距離表示、避難場所の名称、外国語併記など統一されていなかったようです。今後、J I S 化され統一されるとのことですが、八街市内で変更を余儀なくされるものはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

今お話をいただいた企画的なところでございますが、事実上といたしまして、現在のところ八街市でその避難誘導の標識、この設置されているところがないのが実情でございます。

○木村利晴君

変更されるものはないと、今おっしゃられましたけれども、そういう避難指示を受けていないということなのですが、夜間災害が発生したとき、全電源が喪失した場合を想定した対策として、暗くなると光って見える蓄光機能を持ったものにこれからはなっていくのかなというふうに思われますので、蓄光標識を採用されるように、私の方からちょっとお願いしたのですが。

今後、再度何回も聞くようで申し訳ないのですが、方向的には蓄光性のあるものを利用していかれるのかどうか、その辺のところもちょっとお聞かせください。

○総務部長（石毛 勝君）

木村議員おっしゃるとおり、先ほど市長の答弁の中にも、市が積極的に設置するということが本来であろうかと思いますが、現在のところで申し上げますと、東電タウンプランニング株式会社さんの力をかりて、そういった看板の中に標識的に避難誘導ができるものをお願いしていくという中で、より有効的に活用できるとすることで、そういった蓄光塗料を使用していただけると、今後お願いをしていきたいということです。

○木村利晴君

蓄光塗料というか、最近、蓄光塗料がかなり安価にできるようでございます。昔は蓄光性のボードとなるとものすごく高いものでしたけれども、最近はかなりそれが整備されてきて、また J I S 化されてきますと、全国でもこれがかなりニーズが高まってくると思われます。そういう意味でも、八街市もそういうものを早目に取り入れて、防災に強い街という形でいろいろと対策を講じていってほしいなというふうに、希望しております。

では、次の質問に移らせていただきます。

消防についてお伺いいたします。

街の安心・安全に不公平や不平等があってはいけないと思います。現在、八街市民の各自自治体に加入されている世帯数は、多い所で 70 パーセント、ほかは 50 パーセントを下回っ

ている地域がほとんどでございます。消防費を払い、街の安全を守ってくれている消防団を支えてくれている世帯数は半数しかいないということになります。消防費は各区民が区費の中で自発的に支払われているものです。各自治体に加入していない人たちは、消防費を払っていないということになります。

八街市民の生命・財産を守るための各消防団は、活動、活躍されております。八街の消防団は、操法大会において全国大会で上位入賞するほどのレベルの高い技術を持った消防団です。こんな質の高い消防団に守られている八街市民です。我々市民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを守っていただいております。そこに不公平や不平等があってはならないと思っております。

消防費は八街市内にお住みになっておられる全世帯が払うべきと考えますが、現在の消防費の回収システムはどうなっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

まず、答弁の前に、日頃、各消防団の団員の皆さんにおかれましては、生業を持ちながら、市民の生命・財産を守る、本当に24時間、昼夜を問わず頑張っていることにつきまして、改めまして、お礼を申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

それでは、答弁いたします。

各区がそれぞれの地域を管轄する八街市消防団の各分団に助成している消防費につきましては、分団の活動を支援するために、その活動費の一部を各区が自主的に助成しているものであると理解しております。区に加入している方と加入していない方の間に不公平が生じることはあると思われませんが、各区が自主的に行っている分団への支援のあり方について、市としての意見を申し上げることや、市の主導で支援の方法を決めることは、非常に難しいと考えております。

本市といたしましては、それぞれの区で、区に加入している方と加入していない方が分団の活動を公平に支援する方法をご検討いただきたいと考えております。

○木村利晴君

本当に、消防団におかれましては、日々我々の暮らしを守っていただいております。これに対して、我々市民が答えていかなくちゃいけないというような思いがあります。そういう意味では、市民皆さんがこれを平等に、区に入っている人も入っていない人も平等に守っていかなくちゃいけないだろうというふうに思っています、消防団を。そういう意味では、そういう取り組みをしてほしいなど。また区に入っていない方たちも、そういう防災に関する意識を高めていってほしいというふうに思いますので、この辺も、市民になる方に対して、市の方も、行政の方もそういうお勧めをしていただきたいなというふうに思っておりますので、その旨をよろしく願いいたします。

では、次に、健康に関して質問させていただきます。

体力向上・維持について。少子高齢化が進んでまいりました。65歳以上の方々の人口が

増加しております。現役で頑張っておられる方、退職されて家におられる方、さまざまだと思います。高齢になってまいりますと、日一日と体力の衰えを感じてまいります。衰えの感じ方は個人差があると思いますが、若いときから体を動かす習慣を身につけておれば、体力向上まではいかないにしても維持はできるのではないかと思います。毎日簡単にできる体操があれば、体力維持につながっていくと思います。

八街ではピーちゃん・ナッツちゃん体操を使って普及しているグループもありますが、八街市民が全員できる健康体操を普及していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ラジオ体操につきましては、現在、小中学校においては、運動会や体育の授業の準備体操として、市の主催行事においては、市民体育祭時の準備体操として行っております。

今後も、市民の体力の向上・維持するために、ラジオ体操や、八街市スポーツ・レクリエーション協会が考案したピーナッツ体操などの健康体操に関する情報を提供するなど、普及に努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。たまにやるのではなくて、毎日、日常的に習慣的にやられるようなそういう取り組みをしていただきたいなというふうに思っております。

各企業で、結構大きな会社へ行きますと、朝礼の前にやるラジオ体操はどこでも結構やっているところが多いのですけれども、大きな企業へ行きますと、BGMで休憩時間に流れるんですね、そのラジオ体操が。そうしますと、業務で忙しい人は別ですけれども、そうでない人は結構椅子から立ち上がって、その場で皆さんラジオ体操をしておられる、そんな企業も見受けられます。

そういう意味では、毎日のことを続けていく、これが健康につながっていくのだろうというふうに思っておりますので、どうでしょう、八街市役所から発信していただきまして、一般市民へ波及させていただきければありがたいと思いますが、市役所が毎日ラジオ体操を流して体操をするような試みはできませんでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

市役所全体のお話ですので、私からご答弁させていただきます。

テレビで私も見たことがございます。企業で昼間の休憩時間、椅子から立って背伸びをするだけでも違うとか、いろいろと報道等でも私も見た経験がございまして、当然、そういう我々も健康管理をしなければいけないというのは、もう十分承知しているところでございます。これを八街市の役所内でまず取り入れてやるというところの行動を移さなければいけないわけですが、勤務状況ですとか、そういったところでももちろん支障が出るところもございまして、実を申しますと、今は昼間の休憩時間がもうお昼しか勤務上とれないということになっておりますので、そういったところも踏まえて、これを取り入れるには全体的に職員の意見を聞きながらやっていかなければいけないというふうに考えています。

○木村利晴君

ありがとうございます。行政の方がやって、市民を巻き込んで、行政に来られ方も一緒になってラジオ体操でも体を動かすことをやっていただければ、また違うのではないかというふうに思いますので、ぜひご検討の方をよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

生涯スポーツについて伺います。八街市もいろいろなスポーツの推進に取り組んでおられますが、今、取り組んでいるスポーツにはどんなものがあるのか、ご紹介いただければとありがたいです。

先日、私たちちょっと別の会があったのですけれども、ノルディックウォークの講習を受けまして、スポーツプラザから法宣言寺、根古谷の方までノルディックウォークをしたのですけれども、ああいうことも皆さん知らない方もおられるし、ああいう指導をしていただくと、非常にまた違った意味で生涯スポーツに、自動車ではないので景色を見ながら運動もできますし、いいかなというふうに思いますので、ほかにもまだやっておられるものものがあれば、ご紹介ください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市では、市民の皆様の体力・年齢・技術にかかわらず、いつでもスポーツが楽しめるよう、八街市スポーツ推進委員や八街市体育協会をはじめとする社会体育団体のほか、八街市スポーツ・レクリエーション協会などの協力を得て、各種事業を計画的に開催し、スポーツ振興に努めております。

具体的には、市民体育祭において、支部対抗の競技のほか、3歳以上の幼児の親子リレーから60歳以上を対象としたゲートボールやグラウンドゴルフを行うほか、65歳から79歳を対象とした体力テストを行い、スポーツの楽しさや体力の指標に役立てていただいたりしております。

また、スポーツ・レクリエーション祭では、グラウンドゴルフ大会やパークゴルフ大会などに多くの高齢者の方々の参加をいただき、親睦を深めるとともに、健康や体力の増進に努めていただいております。

さらに、スポーツの日常化を図るため、いつでも、どこでも手軽にできるノルディックウォークなどのニュースポーツの体験教室を実施するなど、スポーツへ取り組むきっかけづくりとその普及に努めております。

今後も、関係団体などの協力を得て、生涯スポーツの普及、振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。いろいろな取り組みをしておられるので、本当にこれを八街市民に周知していただくようにPRも大事なかなというふうに思います。ですから、知らない人が結構おりますので、そういう人たちに八街市はこんなことをやっていますよと、ニュースポ

ーツもこんなことをやっていますと。老人会の人たちは結構そういう情報をもらってやっているようだけれども、ほかの市民も体を動かす機会をどんどん増やしてあげて、健康に留意してもらえればありがたいなというふうに思います。年金暮らしの人たちも参加できるような、安価でいつでも気楽に楽しくできるスポーツを、これからも紹介していただくように努めていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですが、健康器具について、八街市民が気軽に行って使える健康器具の充実について伺います。

現在、スポーツプラザ内に健康器具が設置されておりますが、故障しており使えない状況にあると聞いております。住民は設置してあれば使いたいというふうに思いますが、故障したまま放置されているのは、どういうわけがあるのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、スポーツプラザのトレーニング室に設置してあります器具は、筋力アップを目的にしたものが主体であり、設置後20年を超えております。体力の向上・維持するには、医療費の削減につながるものと考えておりますので、健康器具の導入につきましても、器具の入れ換え時期やトレーニング室の利用状況などを考慮し、あわせて財政状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

若い人が筋力アップのために健康器具は使うということは、体力に合わせていろいろなセッティングもしなくてはなりません。指導者がいないと、なかなかそういう器具は使えないかというふうに、初心者にとっては無理であるかなというふうに思っております。やはり、老若男女を問わず体力維持を目的にした人でしたら、そんなに多機能を立派な器具は要らないかというふうに思っております。

通常、ホームセンターに1万円とか1万5千円、2万円も出せば立派な器具が置いてあります。そんなものでも十分自分たちの体力維持はできるというふうに思っております。そういうものでしたら、そんなに難しい説明も要りませんし、簡単に手軽に使えるではないかかなというふうに思っておりますが、立派な器具をセッティングするのではなくて、そういう安価でも非常に簡単に体を動かせるような器具を検討できないのか、伺います。

○教育次長（河野政弘君）

今、例を挙げられた中でご質問にも含まれておりますけれども、その辺のものを市が設置するかどうかという課題等もございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、器具の入れ換え時期ですとか、トレーニング室の利用状況、そういうことをあわせて、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。スポーツプラザの器具の入れ換えに関しては、ちょっと費用がかかるかもしれませんが、撤去費用だけでも結構かかるので、なかなか行動に移せない

のかなというふうに思ったのですが、現在、スポーツプラザ以外に、そういう健康器具を置いているような施設というのはございますでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

市の施設としましては、老人センターの方へ、何か寄附をいただいたものがあるそうでございます。そのほか、民間についてはG S Sですか、八街スポーツクラブのジムがあるということございまして、その辺までしかちょっと把握はしてございません。

○木村利晴君

今、財政がちょっと厳しくて、いろいろと財政を使うことはなかなかできないのかもしれませんが、将来的には、簡単に気軽に使える健康器具を置いた施設を開設していただきたいなというふうに思うんですが、これは早期でなくても、長期的にでもそんな検討をしていただけかどうか、その辺のところのお考えをお聞かせください。

○教育次長（河野政弘君）

新たに健康器具を置いた施設を設置するということは、非常に難しいのかなと思っております。スポーツプラザのトレーニング室の充実ということが、まずは課題だと思いますけれども、そうした中で、既存の施設の中でそういうことができるのであれば、そういうことについては検討してまいりたいと考えます。

○木村利晴君

市民の声として、手軽にそういう健康器具を使って体を動かしてみたいと、運動をしたいという方が結構多いんですね。ですから、そういう意味ではそういう施設があちこちに、そんな立派なものじゃなくて小さなスペースでいいわけですから、そこにちょっと置いてもらって、そこに来たらすぐにできるような試みにしていただけると、市民全体の健康維持につながっていくのかなというふうに思います。要望をしている人は結構多いんですよ、簡単に体を動かせるような器具が欲しいとか。自分でなかなか運動するのは大変なので、そういうものがあると非常に助かるというふうなお声をたくさん聞いております。高齢者の人口が増えていく中で、健康維持のための、ぜひ取り組んでいってほしいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、最後の質問になります。農業問題について質問させていただきます。

人手不足問題。農家は、農産物ごとに農繁期が違ってまいります。収穫・出荷時期にはスポット的に多くの人手が必要になります。家族で対応できている農家は別といたしまして、他人を雇わなければ収穫も出荷もできない農家もあります。特に後継者のいない農家では、人の手をかりて対応することになります。

今、国で定める最低労働者賃金は時給800円程度でございます。生産者は収穫量が天候に左右され、その時々によって価格が変動し、不安定な相場価格に大変苦慮されております。パートで働く人たちに国で定める最低賃金を支払うと、ほとんど利益が出ない状態になることがしばしばだと嘆いております。農繁期に雇うパートさんの給料の助成はできないものか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、人手不足を解消し、安全に作業を行い、作業の効率化を図ることを目的に、農業用機械の整備に対しまして支援してきたところでございます。ご質問のような直接的な支援はございませんが、これからの農業には、機械化による合理化、作業負担の軽減がさらに求められると思いますので、今後も、農作業の効率化が図られるよう農業用機械の整備に対し支援してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

日本の農業補助金というのが470種類ぐらいあるというふうに伺っております。ソフト面、ハード面ということで、いろいろと助成されているようですけれども、何か、強い農業づくり交付金だとか、農業食品産業競争力強化支援事業だとか、いろんな事業があるようなので、そういうところをいろいろと精査していただきまして、補助金を何とか活用できるようにしてもらえればありがたいなというふうに思います。

冒頭でも申し上げましたが、安倍首相も、「農家の所得を増やす改革を進める」と言っておられます。また、森田千葉県知事も、千葉県産の農産物を自らトップセールスしておられます。八街産の農産物を売り込む環境は整いつつあります。農業の活性化なくして、八街の発展、活性化は図れません。希望に満ちた、元気な農家をつくってこそ、八街の繁栄があると思っております。国・県の補助金、交付金制度を活用して、元気な農家をつくっていただけますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 4時12分）

（再開 午後 4時20分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間は議事都合により、この際、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決定しました。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

今回は、活力あるまちづくり、財源確保、健康づくり、教育についての4点について質問

させていただきます。明快なご答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、活力あるまちづくりについて。新たなイベントを求めるものでございます。八街市が1年中、元気があふれ、人々が集い、新しい出会いが生まれる。いつも新鮮な感じがする。「ああ、八街っていいよね」とみんなが思える八街にしたい。私はいつもそう思っております。

八街に市内外から人がたくさん集まってくるような、そんなイベントを作れないか。全く新しい発想のイベントでもいいし、今行っているいろいろなイベントを、より魅力のあるイベントにしていくのもいいと思います。マンネリ化せず、いつも新鮮な感じがする。人がそこに集まってくる。そんなイベントが考えられないだろうかということで、今回質問させていただきます。

八街市を元気にするような、新しいイベントを望みますが、いかがか伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民にとって定着している「ふれあい夏まつり」は、八街夏まつり実行委員会が主催して、夏の風物詩となっております。この夏まつりでは、メインステージを中心にさまざまなイベントや親子で楽しめるミニ動物園の開設、または市内の飲食店等が出店し、各店舗が独自で創作した食べ物などを提供しており、活気あふれる夏まつりとなっているものと認識しております。

また、八街駅南口商店街イベント会場では、八街駅南口商店街振興組合が中心となりまして、全国商店街振興組合連合会の地域商店街活性化補助金を活用して、さまざまなイベントを企画しております。

また、毎年11月に開催している産業まつりにつきましては、他市他県から人を呼び込み、販わいの創出を図る観点から、催し物等を再検討するなどして、できる限り盛大に開催したいと考えております。

なお、教育委員会において開催しているイベントでございますが、既存の各種事業について、体育協会やスポーツ推進委員会、青少年相談員連絡協議会、レクリエーション協会等と協議を重ね、見直しも図り、より多くの市民の方々に参加していただけるよう、事業を計画しているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。新しいイベントを、私はどういうものが出てくるのかと楽しみにしていたのですが、新しいイベントは残念ながら答えがありませんでしたけれども、今あるイベントをいろいろと考えてやっていただきたいと思います。

私が考えている新しいイベントを幾つか紹介させていただきたいと思いますが、提案ですか、失礼しました、提案させていただきたいと思いますが、例えば八街グルメの開発ということで、八街丼を開発したらと。八街の農産物を何品か必ず入れて1千円以内だとか、そういうような各店舗でいろいろなものを工夫してつくっていただいて、八街の八

街井を有名にさせていただいて、各店舗でそれを食べていただくというような八街グルメ。そのほかに八街ラーメン、八街の農産物を入れたラーメン。そういうものを開発してもいいのかなと思います。

それから、八街市の駅をおりてから、皆さんに八街を散策していただくために、八街七福神めぐりのようなものも、1区から2区、3区、4区、5区、6区、大東区と7つの各神社を回って、そこに七福神を置いていただいて、八街七福神めぐり、そういうものもおもしろいのではないかと考えております。

それから、台湾の高校生が、4月に八街へ農家ホームステイに来るというようなお話も聞きましたけれども、外国人が空港の近くで、日本の農業体験したい、農家に行きたいというような要望というのはかなりあるようです。旅行会社とも連携して、外国人だけではなくて小中学生、そういう人たちの農業体験なども受け入れられるような八街市で体制づくり、そういうこともいいのではないかと考えています。

2020年に東京オリンピックが開かれますけれども、それに向けて外国人がたくさんやって来ると思われますけれども、その一部でもいいですので、八街市に来ていただくということで、八街市にお金を落としていただくと。そのために、八街市が元気になるというようなことを考えていくことも大事ではないかと考えています。そういうような私の考え、ご提案をさせていただきますけれども、どのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご提案いただきまして、私ども、今日も企画サイドでもいろいろと、この新しいイベントについても、みんな職員がいろんな意見を出し合っていったところでございますけれども、なかなかまとまりがつかない状況は事実でございます。

こういった新しいイベントを企画するというのは、それぞれポンと閃いたものでも、いくいく大きくなっていくというものの中にはあろうかと思っています。こういったことで、市としても、まず、市役所の中でも若い人たちのいろんな意見を取り入れてやっていくということが、これから財政的な面も含めまして必要であるということで、今度、3月から職員が目安箱というものを設置して、本当に若い職員からいろんな自分たちの考えたことをどんどん入れていくと、形にはまった提案制度ではない、本当に自分たちの思ったことをどんどん入れていくということで、それを進めていくことも始めます。

こういったところからも1つ絞り込んで、みんなの創造性を豊かにする、イベント的にです。そういったものも含めて発想力を豊かに、職員が生き生きとして、なおかつ市が活性化していくというようなことで、いろんな発想力を生み出していけたらいいなというふうには考えています。

○小山栄治君

ありがとうございます。八街市民の人たちもいろいろなアイデアを持っている人がたくさんおります。ですので、そう人たちの意見、皆さんの意見を聞いて、できればそういうコンテストでもいいですから、自分たちの新しいイベントの夢でもいいし、そういうものを発案

していただくのもおもしろいのかなと思います。

それから、八街市の農産物を使ったクッキーだとかお煎餅、ケーキ、プリン、パン、そういうものも考えていただいて、そのほかにピーちゃん・ナツちゃんのイメージキャラクターを使った商品の開発、そういうものもどんどん開発して、八街市に来た人にできるだけ買っていただけるような品物を豊富にそろえる。そういうことも大事だと思います。イベント行って、八街に来たらこういうものがあるというようなものをたくさんつくって、八街に大いにお金を落としていただくということを考えることも大事だと思っております。

ぜひ、そういうことを商工会議所やいろいろなところをお願いをして、そういうことを考えていくことが大事だと思います。八街市が、とにかく元気にならなければいけませんので、みんなで知恵を出し合ってと、お願いをしたいと思います。

次に、財源確保について質問させていただきます。

今回は、自主財源を確保するための施策のうち、税外収入についてお伺いします。

自主財源を確保するために、税外収入の収納率を向上させなければならないことはもとより、各公共施設の使用料金が、全支出の何パーセントの徴収割合があるのか。使用料金で支出の何パーセントを確保しようと考えているのかなど、税外収入の確保は大変大切なことだろうと考えております。

そこで、まず初めに、市の財源確保のための取り組みについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市税以外で歳入を確保する取り組みといたしましては、現行の行財政改革プランにも登載されているとおり、受益者負担の適正化、財産の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。特に、受益者負担の適正化につきましては、平成26年4月1日からの消費税増税に伴う料金改定を除きますと、長年にわたって据え置かれてきたものが多くなっており、社会状況の変化やサービスを利用する人と利用しない人との均衡なども考慮した上で、現行の料金設定が適正であるかどうか、改めて見直す必要があるのではないかと考えておりましたので、本年1月に、使用料・手数料に係る受益者負担の適正化基本方針をまとめ、これに基づく使用料等の見直しを全庁的に行うことといたしました。

また、財産の有効活用につきましては、これまでも利用度や効率性が低い行政財産は、経費削減等の観点から、貸付や売却などを行い、財源の確保につなげてきたところでございますが、今後も、市が保有する資産の現状を把握し、社会情勢にあわせながら合理化を進めるとともに、売却、賃貸、広告掲載等の資産運用をさらに行う必要があると考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

各公共施設の使用料ですけれども、例えば中央公民館を例にとりますと、使用料をとっておりますけれども、その使用料等の合計というのは全支出の何パーセントぐらいの率になる

のか。また、その使用料は全支出の何パーセントぐらいが理想と考えているのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

今、中央公民館というお話をいただいたのですが、市全体の使用料の中で、使用料をとっている施設がございますが、それぞれの場所で、実質の経費と使用料の比率、割合、これについては、現状として把握していない状態でございます。これにつきましても、今回、使用料・手数料の見直しをかける中で、そういったことの根拠付けをきちっと上で、今後、その経費の中で、どのぐらいの割合で使用料をとっていくのかというところも、きちっとした位置付けをした上で、見直しをするということで、指示をしたところでございます。

○小山栄治君

市としては何パーセントぐらいか使用料の収入がいいと考えているのか、わかりましたらお願いします。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の各部署に、使用料・手数料に係る受益者負担の適正化基本方針というものを作りました投げかけてございます。これについては、4月中にある程度のめどを立てて、その後、当然この改定については、議案としての上程もさせていただかなければいけないという流れになってございますが、その中で、これは施設によっても当然サービスの分類によっていろいろと違って来るわけでございます。本来であれば、当然その公費負担の100パーセントを受益者がというのが本筋ではあるかと思いますが、それはちょっと不可能でございます。それにつきましては、やはり公費としても当然見なければいけないということで、基本的に今指示を出しておりますが、受益者負担としては50パーセントを目標とした算定をしていくということで、指示を出してございます。

しかしながら、これも先ほど申し上げましたとおり、現状の使用料と乖離があってはいけないということもございます。また、他市町の状況等も踏まえた上での、均衡性を持った使用料を設定していくということでございます。といいましても、その基本的にその算出をするのは、一定の基準を持った形で算出をするということを目標に、今回その指示を出しているところでございます。

○小山栄治君

今までの公共料金の使用料、これはどのように決められていたのかわかりませんが、今回、どのぐらいの割合なのかという計算をするようですので、その辺について、よく検討していただいて、ただいま50パーセントというような話がありましたけれども、それと近ければいいのですけれども、あまりかけ離れていると、使用料がいきなり高くなるというのも問題だと思いますので、その辺も十分考えてお伺いしたいと思います。

次に、市営住宅ですけれども、市営住宅の収入未済の方というのは、どのくらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○建設部長（武井義行君）

市営住宅使用料の過年度分につきましては、平成25年度の実績で申し上げますと、調停額が2千349万2千円ということで、また、収入済額で申し上げますと187万2千円という状況になっております。件数については把握できておりません。申し訳ございません。

○小山栄治君

これは何年分なんですか。何年かずっと納めていないとか、急に1年間のものなんですか。

○建設部長（武井義行君）

詳しい資料は手元にはないのですが、基本的にもうかなり前から納められていないというケースがかなりあります。実際に今住まわれている方につきましては、現年分の使用料を支払っていただく中で、過年度たまってしまった分に関して、分割でお支払いしていただくようお願いしているところでございます。

○小山栄治君

なかなか払えないのかなと思いますけれども、その人たちへはどのような徴収方法をしているのか。また、なかなか取りにくいかなと思いますけれども、延滞金なども多分かかっているのではないかなと思いますけれども、その辺についてはどのようなお考えですか。

○建設部長（武井義行君）

そもそも市営住宅というもののもとの目的が、比較的所得が少なく住宅に困窮している方を対象にしているということで、当然ながら運営をするために必要な部分を徴収しているわけではありません。ですから、所得に応じて必要な額を納めていただいております。

そういう状況ですが、今いろいろとその滞納についてはうちの方でも検討しております。実は、先々日の定期監査におきましても指摘をいただいたところなんです、入居するにあたって連帯保証人という方がいらっしゃるわけなんです、どうしてもお支払いをいただけない場合につきましては、そういった保証人の方にもご相談を、今後させていただかなければいけないかというふうに考えております。

○小山栄治君

税收の方もそうなんですけれども、こういう使用料の未収入もかなりあるようなんですけれども、そういうものもできるだけ丁寧に説明をして少しずつでも回収しないと、財源確保のためにも大変だと思いますので、これからも努力をしていただきたいと思います。

続きまして、学校開放でいろいろな体育館を開放しておりますけれども、現在は全て無料で開放しておりますけれども、夜間の体育館の電気代として多少徴収してもいいのかなと、私は考えますけれども、夜間に限って照明代、電気代として使用料をいただくという考えはございますか。

○教育次長（河野政弘君）

学校開放を利用されている団体は、スポーツ少年団ですとかあるいは生涯スポーツで利用されたり、いろんな方が利用されております。皆さんそれぞれ主体的に活動されておりますし、健康のためあるいは親睦のためと、ひいては八街市の文化の向上に寄与させていただいているのかなというふうに、教育委員会では感じております。

また、さらに、先ほど木村議員からもご質問がありましたように、健康のためというか、そのためには、もう大変役に立っていると思っております。このような方に対しまして、今、八街市で全ての方にその支援が行われているわけではございませんので、現在無償で使用していただいているということも、その支援の1つではないかというふうに考えております。

ただ、先ほど説明がありましたように、財政状況も非常に厳しいという中で、平成27年度でその使用料等についての検討を行うということになっておりますので、学校開放につきましても検討を含めた中で進めてまいりたいと考えております。この際には、ほかの市の状況ですとか、使われている方、そういう方の十分な理解をいただきながら、進めていきたいと考えております。

○小山栄治君

スポーツプラザは有料なんですよ。皆さんお金を払ってでもスポーツプラザではやっています。ですから、無料の体育館はいいのです。無料というのはいいのですけれども、これをやって八街市の財政が苦しくなってくれば、電気代ぐらひは払っていただいてもいいのかと思います。幾らでもないと思います。10人、20人で使っていれば、一人何十円とかそういう世界だと思いますので、そのくらいのものはいただいてもいいのかと思います。スポーツプラザを利用すれば、当然使用料というのはかかっているのですから、それを無料ですと借りているのですから、そういうものもあっていいかと思いますけれども。

利用者は多分反対しないと思います。私も夜間、体育館を利用してそういう話をしますけれども、団体で200円、300円だったら一人何十円とかの世界ですから、かなり安く皆さん使えるはずですので、そういうことを考えていくことも必要ではないかと思います。

八街市の財政が豊かならばそれでもいいですけれども、少しでも収入を上げたいということならば、そういうことも考えていかなければいけないのかと思います。だんだん体育館もLED化して電気代も大分少なくなっているようですけれども、いろいろと努力はされておりますけれども、受益者負担ということで、多少はとってもいいのかと私は思っておりますので、その辺のご検討をお願いしたいと思います。

次に、広告収入についてお伺いいたします。

財政状況が厳しさを増す中、自治体資産に、民間事業者の広告を掲載することで、新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて、市民サービスの向上や、地域経済の活性化など、二次的な効果も期待される広告事業が注目を集めています。

本市でも既に取り組んでいますけれども、市が保有するさまざまな資産を広告媒体として、広告料等の収入を得たり、広告が掲載された物品等の無償提供を受け、負担するはずだった経費を減らしたり、イベント開催時などに協賛・タイアップを受けて、新たな自主財源を確保するなど、広告事業への取り組みは今後ますます広まるものと考えます。

そこで、広告収入の本市でのこれからの考えをお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の広告掲載による収入でございますが、市ホームページのバナー広告が、1 枠月額 1 万円の市内業者が 1 社、1 枠月額 1 万 5 千円の市外企業が 1 社で、今年度は延べ 23 枠、28 万 5 千円の歳入となったところでございます。また、八街駅自由通路有料広告掲載板は、今年度 16 枚で、171 万 720 円の歳入となっております。このほか、事業者が広告主を探し作成したものを市へ現物納付する方法をとっている市民課の窓口封筒や、八街市暮らしの便利帳などは、市の負担がなく作成、配布しております。

なお、第一庁舎 1 階ロビーに広告付庁舎案内板を 3 月に設置できるよう準備を進めております。この広告掲載は、市の財産を有効活用し、地元企業を宣伝することにより、地域経済の活性化を図ることができるものと考えております。

今後も自主財源の確保策として、広告料収入の検討を行い、あわせて有効なスペース、方法についても検討してまいります。

○小山栄治君

ありがとうございます。

庁内では、この広告事業、どのような体制で行っているのか、所管している担当課等はどこがやっているのか、お聞きしたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

広告事業の所管しているところということで、その体制でございますけれども、本市では八街市広告掲載要項というのがございます。その中で、掲載審査委員会というのを設けてございまして、庶務としては財政課が行っております。

委員会の審査内容は、広告の募集内容あるいは広告掲載の可否ということで、その審査を行って、広告掲載を行うというような形になっております。

○小山栄治君

わかりました。広告収入を上げるのに、インセンティブをやると設けたところが、かなりの収入につながっているというようなことが言われております。本市において、インセンティブを設ける予定はあるのかどうか、お聞きいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

インセンティブで職員にやる気を起こさせるという考えでございますけれども、職員のモチベーション、意欲を高めるための仕組みとしてインセンティブシステムがあるところでございますけれども、先ほど総務部長の答弁の中で目安箱というふうなご発言があったと思いますけれども、現在でも八街市の職員提案制度というものがございます。そういうのを活用しまして、高めていきたいと思っております。

○小山栄治君

かなりやる気を引き出す仕組みですので、その部署がそれだけ収入を得たら、その課にそのうちの一部、1 割とか、自由にその課で使えるようにするというようなことをやっているところがあって、非常にやる気が、意欲を引き出すということで収入につながるというようなことですので、そういうこともぜひ、考えていくことも必要ではないかと思えます。

続きまして、公共施設マネジメントについてお伺いいたします。

少子高齢化による人口構成の変化及びそれに伴って求められる施設機能の変化への対応や、災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化しています。社会環境の変化や、地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と、安定した財政運営を両立させるために、保有する公共施設を、総合的に把握し、財政運営と連動させながら、管理・活用する仕組みである公共施設マネジメントが急務となっています。

そこでお尋ねいたします。本市の公共施設マネジメントの取り組みについてお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、厳しい財政事情や急速に進行する少子高齢化及び公共施設の更新が集中して訪れると、今後予想されます。このことにより、長期的な視点を持って公共施設の維持管理コストを縮減、または平準化する必要性があり、施設の集約や管理方法の見直しが急務となっております。

また、総務省より公共施設マネジメントにつきまして、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請されているところであります。本市におきましても、新地方公会計制度に対応した固定資産台帳の整備とあわせて計画策定をしていきたいと考えております。

○小山栄治君

本市は公共施設が大分あると思いますけれども、だんだん老朽化したものとか、いろいろな施設があると思いますけれども、公共施設は八街市にどのくらい、何カ所ぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

公共施設がどのくらいあるのかということでございますけれども、小中学校や保育園、公民館、図書館、スポーツプラザ等の公共施設の数でございますけれども、60施設で167棟でございます。

○小山栄治君

60カ所ということで、これは年数がたってそろそろ建て替えるものとか、統合するようなものもだんだん考えられるかもしれません。10年先、20年先のことも考えて、今からそういうものもきちんとマネジメントしておかないと、いざ壊れてしまったとか、いざ何かあった場合に、急には財政的にできませんので、今からそういうものをきちんとマネジメントをしていく必要があると思います。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、八街市において、管理者指定の考えはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

指定管理を進めてく上での課題というものも整理をしなければいけないわけでございますが、以前から、どういった施設で指定管理をすれば有効であるのかということで投げかけて

いた経緯もございますが、なかなかその時点で積極的に対応はできなかったというのが、今の八街市の現状でございます。

しかしながら、職員数の定員適正化を進める上でも、また業務委託ですとか、指定管理者制度の導入を進める必要があると、現状では考えております。

しかしながら、指定管理者制度のメリット、デメリット、その施設の内容によってももちろん違ってきますので、近隣自治体等の状況も含めて十分な調査をした上で、慎重に検討していかなければいけないというふうに考えています。

○小山栄治君

最近、図書館などは指定管理者制度をとっているところもありますけれども、これの調査をした結果ですと、民間のノウハウやプログラムが活用できたり、開館時間の延長が可能になったり、土曜日曜祝日の開館が可能になるというようなメリットがかなりあるというようなことで、デメリットは特になかったというような結果も聞いております。これは答弁は要りませんけれども、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

それから、児童クラブなども指定管理者制度をとっているところもあるようですので、八街市でもその辺を考えていただきたいと、要望いたします。

続きまして、健康づくりについてご質問をいたします。

今回は検診について質問させていただきます。

がん検診の国際比較を見ますと、日本の乳がん検診、子宮頸がん検診は、OECD加盟国30カ国の中で最低レベルに位置されているといわれています。欧米の検診受診率が70パーセント以上であるのに対し、日本は20～30パーセントと、とても低いのが現状です。国のがん対策推進基本計画の個別目標である「がん検診受診率50パーセント以上」の目標達成に向けて、がん検診の重要性を理解していただき、がんによる死亡者の減少を図るために、キャンペーンや全国大会が行われております。今はがんも早期発見をすれば、治る病気といわれています。本市においても、がんで亡くなる人が一人でも少なくなるようにと思います。

そこで質問をさせていただきます。がん検診の受診率の向上対策について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、市民の方が病気を予防し、健康で長生きできるよう、疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施しております。平成26年度の受診状況につきましては、胃がん検診の受診者は3千390人で、受診率は16.1パーセント、大腸がん検診の受診者は6千407人で、受診率は30.5パーセント、結核健康診断及び肺がん検診の受診者は4千668人で、受診率は22.2パーセント、前立腺がん検診の受診者は2千820人で、受診率は39.0パーセント、乳がん検診の受診者は5千432人で、受診率は36.5パーセントとなっております。

なお、子宮頸がん検診につきましては、現在実施をしているところでございます。

これらの検診につきましては、より多くの方に受診していただけるように、公共機関や医療機関などにポスターを掲示したり、広報やちまたへの掲載、地区回覧、メール配信などを通じて、周知啓発に努めています。

また、図書館や総合保健福祉センターに女性の健康コーナーを設けたり、幼稚園で実施している家庭教育学級に出向き、若いお母さんたちに、病気や検診の大切さを説明し、受診勧奨を行っています。

さらに、保健事業を地域全域に浸透させ、地域住民と行政とのパイプ役として活動している保健推進員の協力をいただき、乳がんや子宮頸がん検診では、小さいお子さんをお預かりする保育日を設けて、若いお母さんたちが安心して検診を受けられるような体制をとっています。

市といたしましては、今後も、この保健推進員の力をおかりして、身近な方に、検診の大切さを伝えていくなど、地域に根ざした活動を展開し、若い人から高齢者の方にまで幅広く、情報を提供していくとともに、市民の皆様方が安心して検診を受けられるよう、より一層、受診しやすい体制を整えてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。国が受診率50パーセント以上を目標にしておりますけれども、本市においても50パーセントをいくように、さらなる受診しやすい体制づくりを整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、認知症についてお伺いいたします。

認知症はどうせ治らない病気だから医療機関にいても仕方がないという人がいますけれども、これは誤った考えだと言われています。我が国では、高齢化の進展とともに、認知症の人数も増加しています。65歳以上の高齢者では、平成22年度の時点で7人に一人程度とされています。今後も認知症の人は増え続けると予想されています。認知症について、早期受診、早期診断、早期治療は非常に重要だと言われています。いつ認知症になるかわかりません。本市としても、多くの人々が認知症を正しく理解し、認知症の方が安心して暮らせる町をつくっていかねばいけないと考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の認知症対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

認知症対策としましては、認知症にならないための予防と、認知症になっても住みなれた地域で生活していくことへの支援があります。

認知症予防につきましては、認知症サポート医による講演会の開催や、高齢者学級・シニアクラブからの依頼により、講話の実施、介護度重度化防止推進員を講師として派遣する出張介護予防教室を開催し、普及・啓発を行っております。

認知症になっても、住みなれた地域で生活していくことの支援としましては、認知症を理

解していただくための認知症サポーター養成講座の開催や、認知症高齢者等を抱える家族交流会の開催、認知症の診断を受けた方で、排泄行為において全て介助を要する方には、月額6千円分を上限としたオムツの給付事業を行っております。

今後も、講演会や講話を通して介護予防に関する情報の提供を充実させるとともに、認知症の方や、その家族が気軽に交流ができる「場」の立ち上げを検討していきたいと考えております。

○小山栄治君

家計を支える働き盛りの人が認知症になってしまったら、経済的に負担がかかり、心理的なストレスで、とても大きな問題となってきますけれども、本市において、認知症の施策のプラン、そういうものがありましたらお聞きしたいと思います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

ご答弁いたします。本市のプランといたしましては、今後の取り組みでございますが、認知症高齢者の増加に伴いまして、各種事業についての規模を拡大した上で、継続して取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座や、市主催講座の回数の増加、認知症高齢者等を抱える家族交流会の定期開催について、検討していきたいと考えております。

○小山栄治君

国が今年の1月27日に、認知症施策推進総合戦略、これは新オレンジプランと言われておりますけれども、これが策定されました。これは認知症への理解を深めるための普及啓発推進だとか、認知症の人やその家族の視点の重視、それから予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、いろいろなプラン、そういうものを国が立てて行っておりますけれども、本市においても、国が行っている総合戦略、新オレンジプランといわれておりますが、そういうものも参考にして、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

それから、2018年（平成30年）までに、認知症初期集中支援チームを設置しなさい、それから認知症地域支援推進員の配置をしなさい、また認知症カフェの設置、これを全ての市町村でやりなさいという目標が立てられておりますので、そういうものをぜひ本市においても、今から検討して、認知症対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

本市においても、行方不明、いなくなってしまう人が時々防災無線で流れていますけれども、そういう人たちのことも考えて、いろいろな今制度があります。GPSを搭載したり、そういうものもしっかりとPRしたり、それは500円だと思いますけれども、そういうものを市で助成をするなり、そういうことも考えて、認知症はこれから大分増えてくるというようなことも予想されますので、認知症対策はしっかりとやっていただきたいと思います。これは答弁は要りません。

続いて、教育について伺います。

まず初めに、小中学校での読書についてお聞きします。

学校における読書活動については、何よりも小学校・中学校・高等学校に進むにつれて、本を読まなくなる現状を改めなければいけないと思います。学校教育の中で、読書の習慣を身につけさせることは、大事なことだと思います。読書は、「考える力」「感じる力」「想像する力」「あらわす力」のいずれにも関わり、これらの力を育てる上で中核となるものです。自ら本に手を伸ばす子どもを育てることが、切実に求められています。

子どもたちの読書活動を盛んにするためには、図書の充実だけではなく、気軽に相談でき、子どもの視線で面白さや教養的雰囲気を感じさせることのできる魅力的な人材が必要だと思います。誰もいない学校図書館では、子どもたちは進んで本に近づこうとはしません。学校図書館に常に人がいる体制づくり、本を読む楽しさを教える教員の取り組み、読書指導における教員の姿勢は重要で、読書意欲を出させるための取り組みが必要だと思います。

そこでお伺いいたします。小中学校での読書の取り組みについてお聞きいたします。

○教育長（加曽利佳信君）

答弁いたします。

本市の小中学校では、読書週間に限らず、朝読書や読み聞かせ等、年間を通じて読書活動に取り組んでおります。また、本年度は、学校図書館司書4名を分担して各校に週1回配置しました。

学校図書館司書は、図書の貸し出し、ボランティアと協力した図書室の整備はもとより、図書館便りの発行、本のコーナーづくり、児童生徒の調べ学習における資料探しの支援等、学校における児童生徒の読書環境の充実に努めております。

平成24年度、25年度の児童生徒の学校図書館における平均貸出冊数を見ると、小学校では2年連続で8.8冊ですが、平成26年度は1月末現在で10.8冊です。一方、中学校では0.4冊、0.3冊、平成26年度1月末現在で1.1冊です。中学校での平均貸出冊数には課題がありますが、学校図書館司書を配置してから、より本に親しんでいることがわかります。

今後も、児童生徒の読書環境のさらなる充実に努めてまいります。

○小山栄治君

今の話ですと、中学校になると読書が減るということで、これはどのような原因があるのかわかりませんが、読書の習慣を小学校のうちに身につけさせるというようなことでございますけれども、なかなかそれができていないというようなことで、小学校時代からの読書の習慣を身につけさせる努力がもう少し必要なかと思いますけれども。

学校図書標準を八街市で達成していない学校がまだ幾つかありますけれども、八街市全部の小中学校で、図書標準を達成させるために、いつ頃までそれを達成しようと考えているのか、お聞きいたします。

○教育次長（河野政弘君）

学校における図書の冊数標準ということでございますけれども、小学校では達していない学校が3校ございます。それから中学校では2校ということでございます。

この標準の冊数というのは、クラス数ですとか人数によっても変わってきますけれども、これにつきましては、なるべく早い時期に達成できるようにと努力してまいりたいと考えています。

○小山栄治君

全ての学校で、ぜひ図書標準を達成するようにお願いしたいと思います。

それから、今年4月から施行されます学校図書館に図書と新聞をとということで、文部科学省は、2012年から一般図書の整備に加えて、新たに新聞配備と学校司書の配置について、地方財政措置として予算を地方交付税交付金ということで、今までやってきましたけれども、なかなかそれが使われていないというようなことで、例えば新聞が配備されている学校は全国で全体の4分の1だと。中学校では5分の1に満たないというようなことです。この地方財政措置で新聞配備を予算化した自治体というのは、16パーセントにとどまるというような調査結果も出ております。地方交付税交付金は、自治体の長の判断いかんで使い道が変わってしまいますけれども、本や新聞を通じた学びの場づくりは大事なことだと思いますけれども、そういうようなことから、今年4月から学校司書を法的に位置付けて、配置を努力しなさいというようなことが決まりました。改正学校図書館法というのだそうですけれども、これは答弁は要りませんけれども、市長そういうものを、財政が苦しい中でも大事なことで、地方交付税交付金の中にあります学校図書の司書、新聞、その辺もぜひ予算化していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、教育委員会制度改革について伺いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されますが、八街市は教育委員会制度改革をどのように進める考えか、考えをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されます。改正の趣旨としては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものとなっております。

改正点の1つとして、教育行政の責任体制を明確化するため、新たな責任者として、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命することとなっており、新教育長の任期は3年となります。

なお、旧制度から新制度への教育の継続性・安定性を確保する観点から、平成27年4月1日において、在任中の教育長については、そのまま教育委員としての任期が満了するまで、現行制度の教育長として在職するものとなっております。したがって、八街市におきましては、現教育長の任期である平成29年12月21日まで現行制度での体制となり、この間は現教育委員長職についても引き続き在職することとなります。

また、法律の施行に伴う対応に万全を期するため、本市の関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、本議会に第２号議案として提出させていただいたところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。わかりました。

教育委員会制度ですけれども、任期までは今までどおり、教育委員長と教育長はそのまま置くということですが、これはほかの制度が改正されますと、例えば全ての公共団体に総合教育会議を設置するとか、教育に関する大綱を策定するとか、会議の透明化を図るとか、そういうものもありますけれども、その辺についてはどのようなことになりますか。

○教育次長（河野政弘君）

ただいまご質問のありました総合教育会議、それから大綱の策定、この辺につきましては、市長の権限で行うということになっております。それにつきましては、市長部局の方と連携を取りつつ進めてまいりたいと考えております。

それと透明性ということにつきましては、総合教育会議の会議につきましては、原則公開とするということと、議事録を公開するという内容でございます。

○小山栄治君

わかりました。これはいじめの問題から始まったものですので、ぜひ早い時期に総合教育会議、それから大綱などはできるだけ早目につくっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

今日の会議はこれで終了します。

明日は午前１０時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（延会 午後 ５時２０分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問